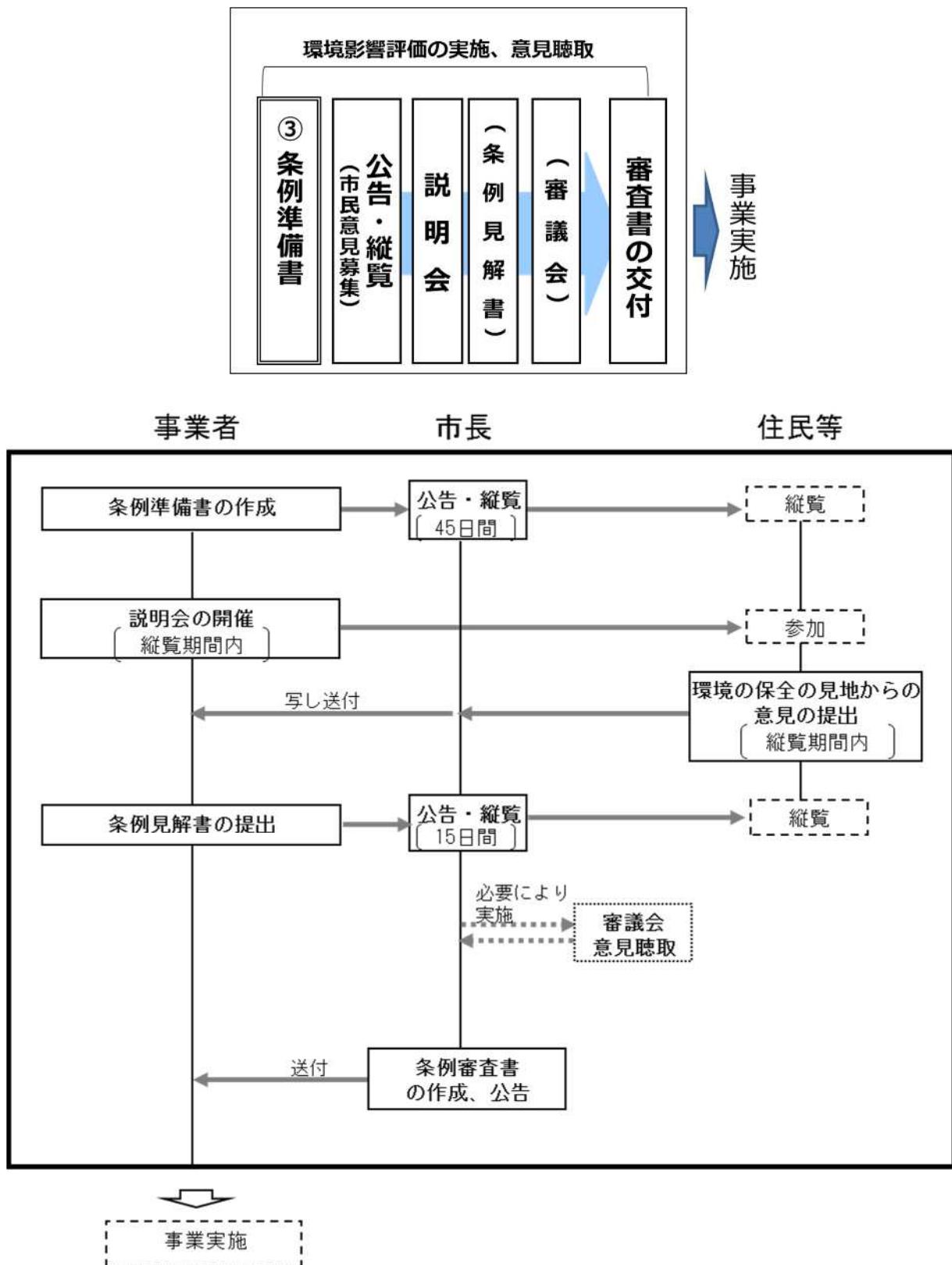


長沢浄水場排水処理施設改良工事に係る
条例見解書

令和 7 年 12 月

川崎市上下水道局

川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続（第3種行為）



条例準備書・・・意見を聞くための準備として、環境影響の調査、予測及び評価結果等を記載するもの
条例見解書・・・意見の概要及び事業者の見解を記載するもの

本図書の地図は、地理院タイル (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>) 及び川崎市地形
図_1/2,500 (<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000138658.html>) を複製、加工して作成したもの
である。

目 次

第1章 指定開発行為の概要	1
1.1 指定開発行為者	1
1.2 指定開発行為の名称及び種類	1
1.3 指定開発行為を実施する区域	1
1.4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等	6
1.5 指定開発行為の内容	9
1.5.1 土地利用計画	9
1.5.2 建築計画	12
1.5.3 撤去計画	12
1.5.4 処理施設計画	19
1.5.5 環境保全対策（施設供用後）	21
1.5.6 緑化計画	22
1.5.7 廃棄物処理計画	24
1.5.8 交通計画	24
1.5.9 供給施設計画	26
1.5.10 排水計画	29
1.5.11 造成計画	29
1.5.12 防火・消火計画	29
1.6 施工計画の内容	34
1.7 既設と新設排水処理棟の比較	44
第2章 環境影響評価の経過	45
2.1 条例環境影響評価準備書の縦覧期間及び縦覧場所	45
2.2 説明会開催日時、場所、参加人数及び周知方法	45
2.3 意見書の提出数	45
第3章 条例準備書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解	46
3.1 条例準備書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解	47
3.2 意見書全文	64
第4章 関係地域の範囲	78

第1章 指定開発行為の概要

1.1 指定開発行為者

名 称 : 川崎市上下水道局
代表者 : 川崎市上下水道事業管理者 白鳥 滋之
住 所 : 川崎市川崎区宮本町1番地

1.2 指定開発行為の名称及び種類

名 称 : 長沢浄水場排水処理施設改良工事
種 類 : 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）

1.3 指定開発行為を実施する区域

位 置 : 川崎市多摩区三田5-1-1（図1.3-1参照）
長沢浄水場敷地面積：約196,600m²
計画面積：約37,900m²
開発行為区域面積：約16,900m²

指定開発行為を実施する区域は、開発行為区域の他、耐震補強を行う土木構造物の一次濃縮槽等の範囲を含めた地域（以下「計画地」という。）とした。

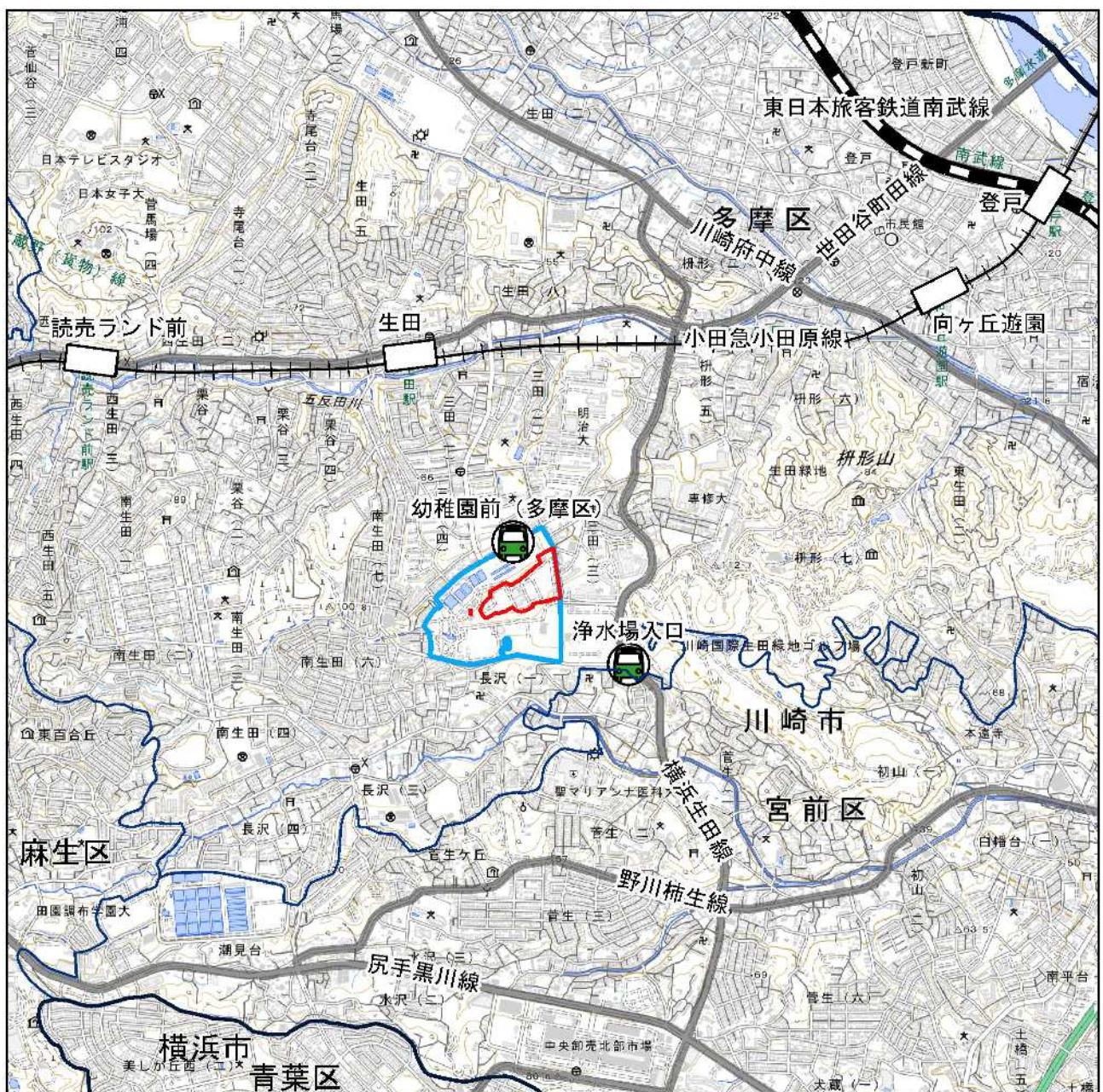
計画地は図1.3-1に示すとおり、多摩区の南部に位置し、長沢浄水場の排水処理施設として利用している。計画地内の東側の境界には土堰堤があり、それを挟んだ浄水場外には道路を介して、住宅地が隣接している。計画地の東側以外の周囲は、長沢浄水場の管理棟や沈でん池、ろ過池などの施設が隣接している。

計画地周辺の主要な道路は、東約300mに横浜生田線、南約1kmに野川柿生線、約1.4kmに尻手黒川線、北約1kmに世田谷町田線が通じている。

計画地周辺の主要な鉄道は、北約800mに小田急電鉄小田原線（以下「小田急小田原線」という。）が位置し、最寄り駅は生田駅である。

最寄りのバス停は北約100mに位置する幼稚園前（多摩区）停留所であるが運行本数が少ないため、職員は主に南東約400mに位置する浄水場入口停留所を利用する。

なお、計画地の立地条件を表1.3-1に示す。



凡例

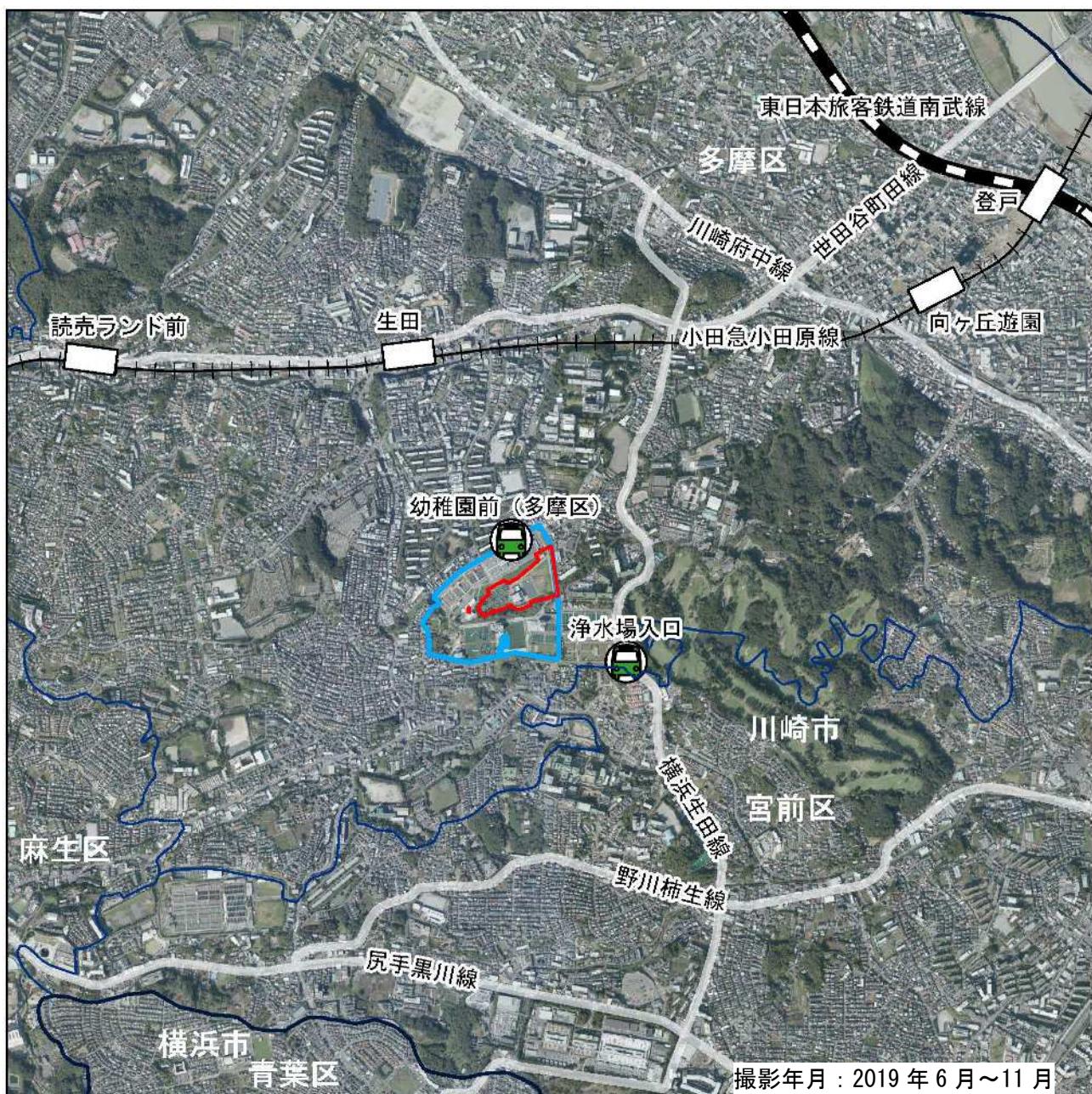
- | | |
|-----------|---------|
| ■ 主要道路 | ■ 計画地 |
| ■ 東日本旅客鉄道 | ■ 長沢浄水場 |
| ■ 小田急小田原線 | ■ 都県境 |
| ■ 駅 | ■ 市境 |
| ■ バス停留所 | ■ 区境 |



1:25000
250 0 250 500 750 1000 1250 m



図 1.3-1(1) 計画地位置図



凡例

主要道路	■ 計画地
■ 東日本旅客鉄道	□ 長沢浄水場
++ 小田急小田原線	— 市境
□ 駅	— 区境
(車) バス停留所	

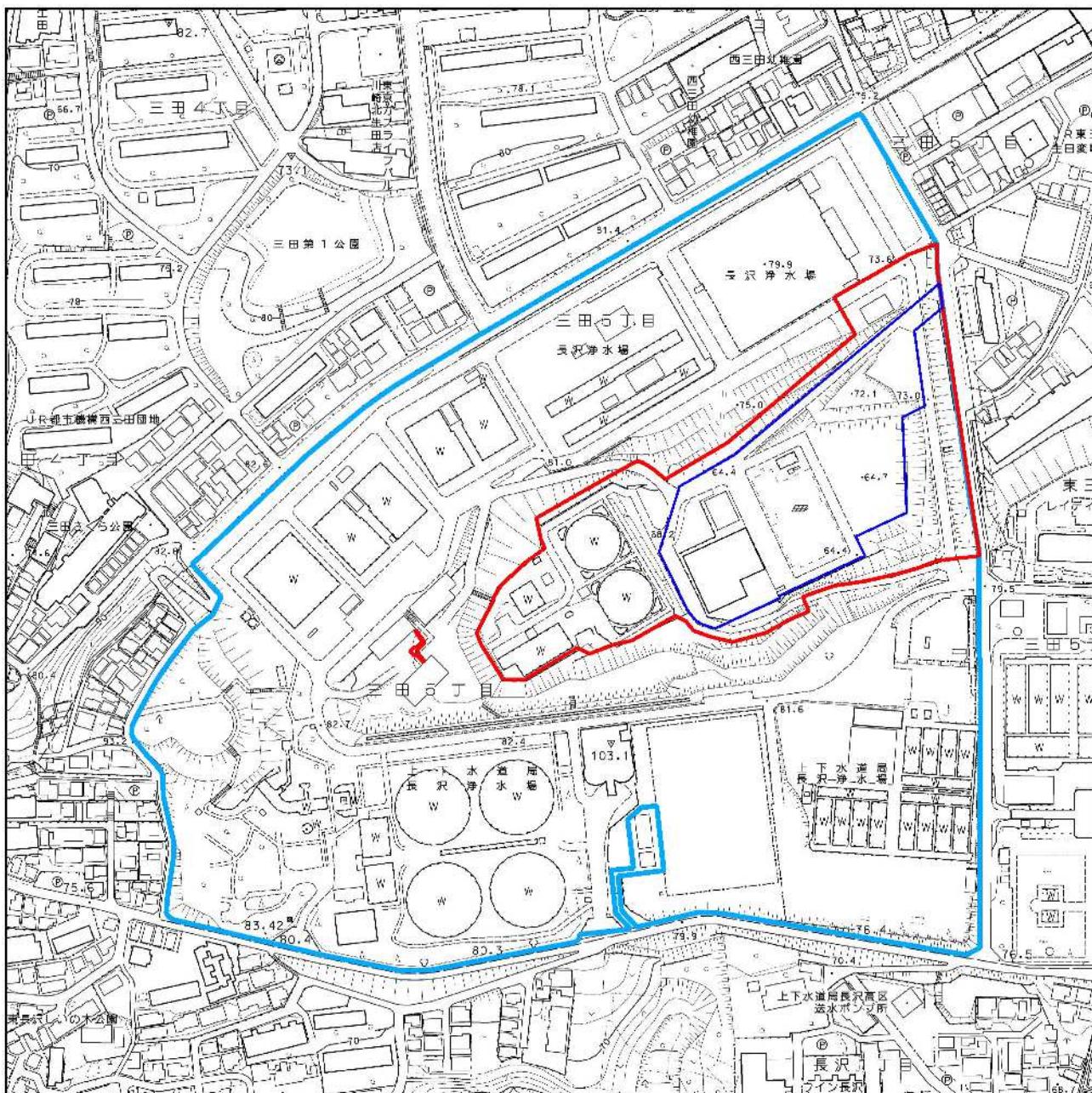


1:25000
250 0 250 500 750 1000 1250 m



図 1.3-1(2) 計画地位置図（航空写真）

注：本図は、「全国最新写真（シームレス）」（国土地理院が運営するホームページ 最終閲覧月：令和6年8月）を使用して作成した。



凡例

- 計画地
- 開発行為区域
- 長沢浄水場

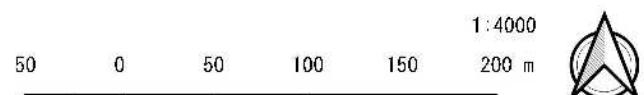


図 1.3-1(3) 計画地位置図（詳細図）

注：本図は、「川崎市地形図_1/2,500」（川崎市ホームページ 最終閲覧月：令和7年1月）を使用して作成した。

表 1.3-1 計画地の立地条件

項目	内 容			
所在地	川崎市多摩区三田 5-1-1 (長沢浄水場内に位置する)			
都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等	都市計画区域内			
計画地面積	約 37,900m ² (参考: 長沢浄水場敷地面積 約 196,600m ²)			
用途地域等	準工業地域			
建築基準法第 52 条第 1 項及び第 2 項の規定による建築物の容積率	200% (参考: 長沢浄水場全域で令和 5 年 6 月時点 3.35%)			
建築基準法第 53 条第 1 項の規定による建築物の建蔽率	60% (参考: 長沢浄水場全域で令和 5 年 6 月時点 7.05%)			
高度地区	第 3 種高度地区			
制限高さ	20m			
北側斜線	10m+1.25/1			
日影規制	5h/3h-4m			
防火地域	準防火地域			
隣接する用途地域	北	南	東	西
	準工業地域	準工業地域	第二種中高層 住居専用地域	準工業地域
景観計画区域	川崎市全域 (丘陵部ゾーン)			
宅地造成等工事規制区域	該当する			
土砂災害警戒区域・特別警戒区域	該当しない (参考: 長沢浄水場内には一部該当区域あり)			
埋蔵文化財包蔵地 (遺跡)	該当しない (参考: 長沢浄水場内には一部該当区域あり)			
騒音規制 (住宅との境界)	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで及び 午後 6 時から午後 11 時まで	午後 11 時から 午前 6 時まで	
	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	
振動規制 (住宅との境界)	午前 8 時から午後 7 時まで		午後 7 時から午前 8 時まで	
	65 デシベル		60 デシベル	
水質汚濁防止	水質汚濁防止法特定施設 64 の 2 号イ・ロ、74 号			

1.4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等

川崎市では、平成 18 年 8 月に策定した「川崎市水道事業及び工業用水道事業の再構築計画」に基づき、平成 20 年度より浄水場等基幹施設の更新工事を行い、平成 29 年 3 月に潮見台浄水場、生田浄水場の浄水機能を長沢浄水場に集約する再構築工事が完成した。

一方で、上水道事業及び工業用水道事業、他事業体からの排水を処理する長沢浄水場の排水処理施設は、施設の老朽化や耐震性能不足等の課題があることから、再構築以降も排泥池・排水池について計画的な施設整備を継続しているところである。とりわけ平成 6 年度に設置した脱水機設備は、稼働開始から約 30 年が経過し、適切な処理性能を発揮するためのメンテナンス等に多大な費用と労力が必要となるとともに、機器故障による浄水機能の緊急停止リスクが高い状況であることから、施設の更新等について喫緊の課題となっている。

以上の背景から、本事業は経年劣化した脱水機設備を含む排水処理施設を適切かつ安全に更新することを目的として実施されるものである。

図 1.4-1 に長沢浄水場の施設配置図を、図 1.4-2 に長沢浄水場の全体フロー図を示す。

沿革

長沢浄水場は、相模川を水源とし、施設能力水道10万m³/日、工業用水道10万m³/日の浄水場として、昭和29年に通水を開始しました。

その後、市域の拡大や水需要の増大に併せて数次の拡張を行い、上水道24万m³/日、工業用水道25万m³/日の施設になりましたが、平成18年度から開始した水道事業の再構築計画により上水道の施設能力を28万m³/日とする施設整備を行い、平成28年度からすべての運用を開始しました。

概要

所在地 神奈川県川崎市多摩区三田5丁目1番地1

標高 着水井 83.5m

用地面積 197,591.60m²

水源 相模川水系

・相模湖（表流水）・津久井湖（表流水）

浄水方法

・上水道 凝集沈殿・急速ろ過

・工業用水道 凝集沈殿

施設能力

上水道 280,000m³/日

工業用水道 275,000m³/日

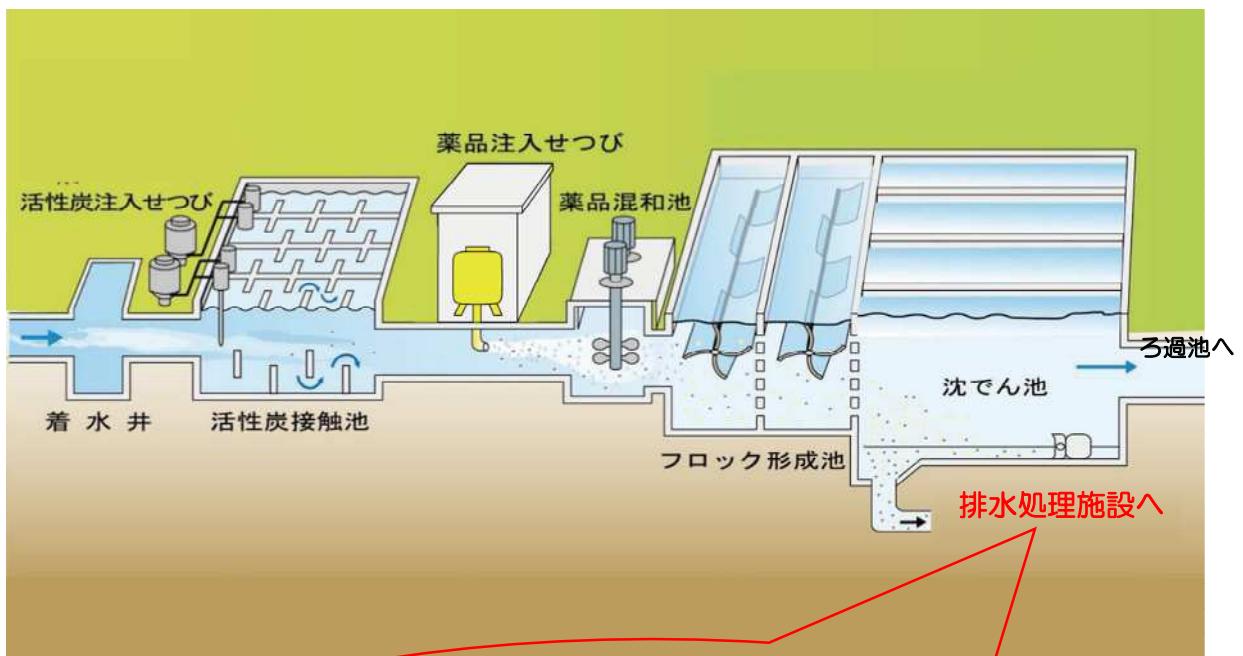
施設配置図



図 1.4-1 長沢浄水場の施設配置図

注：水管理センター南側のサッカー施設を含めているため、長沢浄水場の面積が、1-1(1)ページと比較して約1,000m²大きくなっている。

出典：施設紹介パンフレット「長沢浄水場」（令和6年1月改訂 川崎市上下水道局）



排水処理施設では、沈でん池やろ過池から出た泥水を集め、脱水している。本事業で更新対象となる排水処理棟は主要施設である。

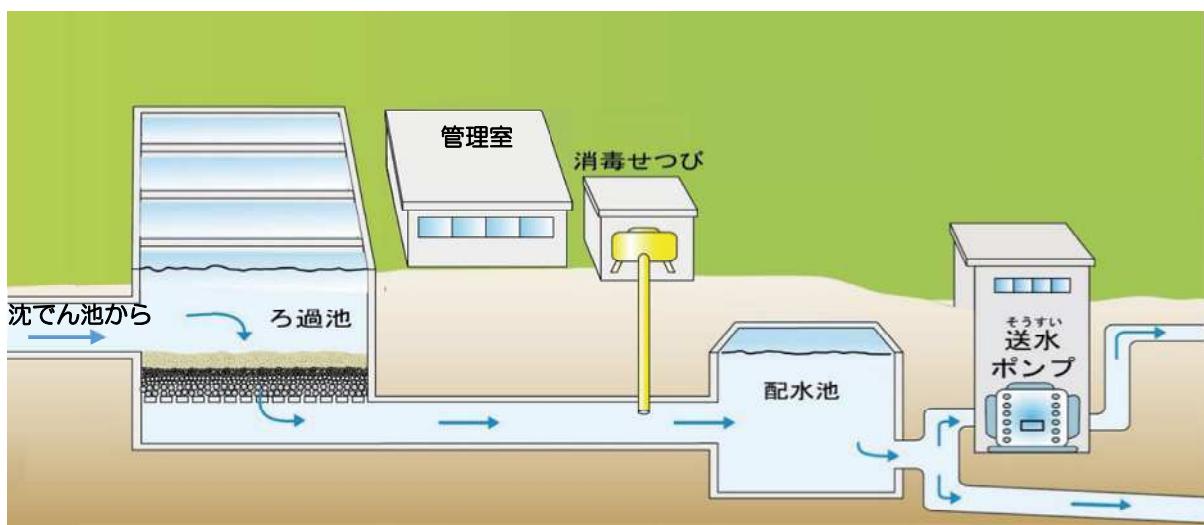


図 1.4-2 長沢浄水場 全体フロー図

出典：施設紹介パンフレット「飲み水ができるまで」（令和6年1月 川崎市上下水道局）を使用して作成した。

1.5 指定開発行為の内容

1.5.1 土地利用計画

本事業は、既設の排水処理施設を稼働しながら同一敷地内にある東側用地を活用し、新設排水処理棟の建設を行う。新設排水処理棟の建設にあたっては、建物周囲は余裕を持った作業スペースを確保できるよう造成する。

計画地の土地利用計画の概要を、表 1.5-1 及び図 1.5-1 に示す。完成イメージパースを図 1.5-2 に示す。

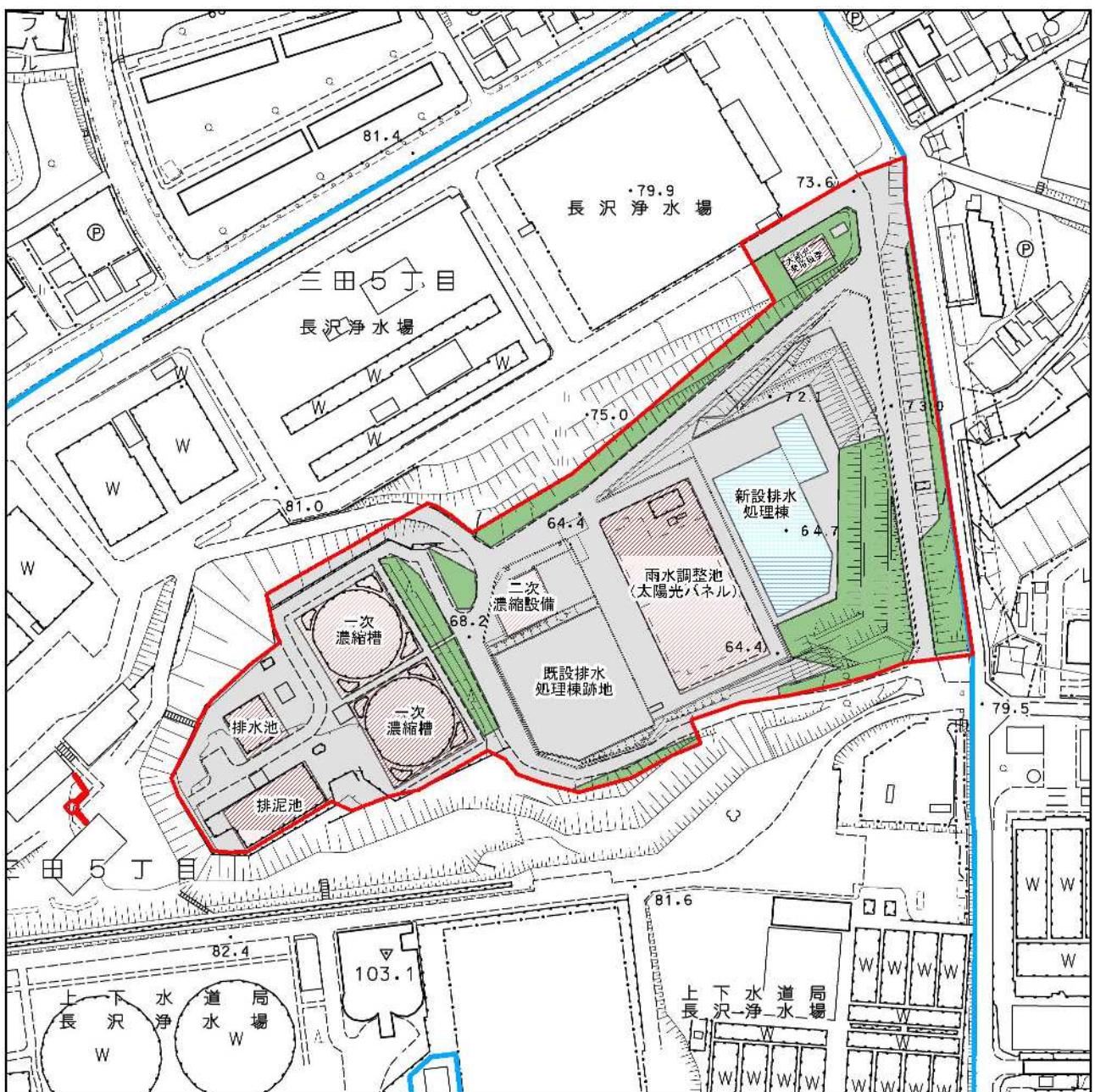
建物配置は、排水処理棟を新たに計画地東側に建設する。既設排水処理棟は、それに伴い撤去する。施設の移設に伴い管路工事についても行う。

排水処理棟以外の設備等については、位置の変更は行わないが、老朽化したものは更新を行う他、劣化補修や耐震工事等を行う。

表 1.5-1 土地利用計画の概要

区分	面積 (m ²)	構成比 (%)	備考
新設排水処理棟	約2,100	約 5	新設
既存設備	約7,200	約19	一次濃縮槽、二次濃縮設備、雨水調整池（太陽光パネル）、排水池等
構内道路等	約21,300	約56	新設管路、既設排水処理棟跡地を含む
保全される緑地	約7,300	約19	
合計 ^注	約37,900	100	

注：面積及び割合は、小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。



凡例

- | | |
|---------|-------|
| 新設排水処理棟 | 計画地 |
| 既存設備 | 長沢浄水場 |
| 構内道路等 | |
| 保全される緑地 | |

1:2500

50 0 50 100 m



図 1.5-1 土地利用計画図

注：本図は、「川崎市地形図_1/2,500」（川崎市ホームページ 最終閲覧月：令和7年1月）を使用して作成した。



図 1.5-2 完成イメージパース

1.5.2 建築計画

本事業では、建築基準法の適用を受ける建築物は、新設される排水処理棟となる。

排水処理棟は脱水機等の脱水設備を設置する脱水機エリアと機械を制御管理する管理エリアで構成されている。

新設排水処理棟の建築計画の概要を表 1.5-2 に示す。また、各階計画平面図を図 1.5-3 に、計画立面図を図 1.5-4 に示す。

表 1.5-2 建築計画の概要

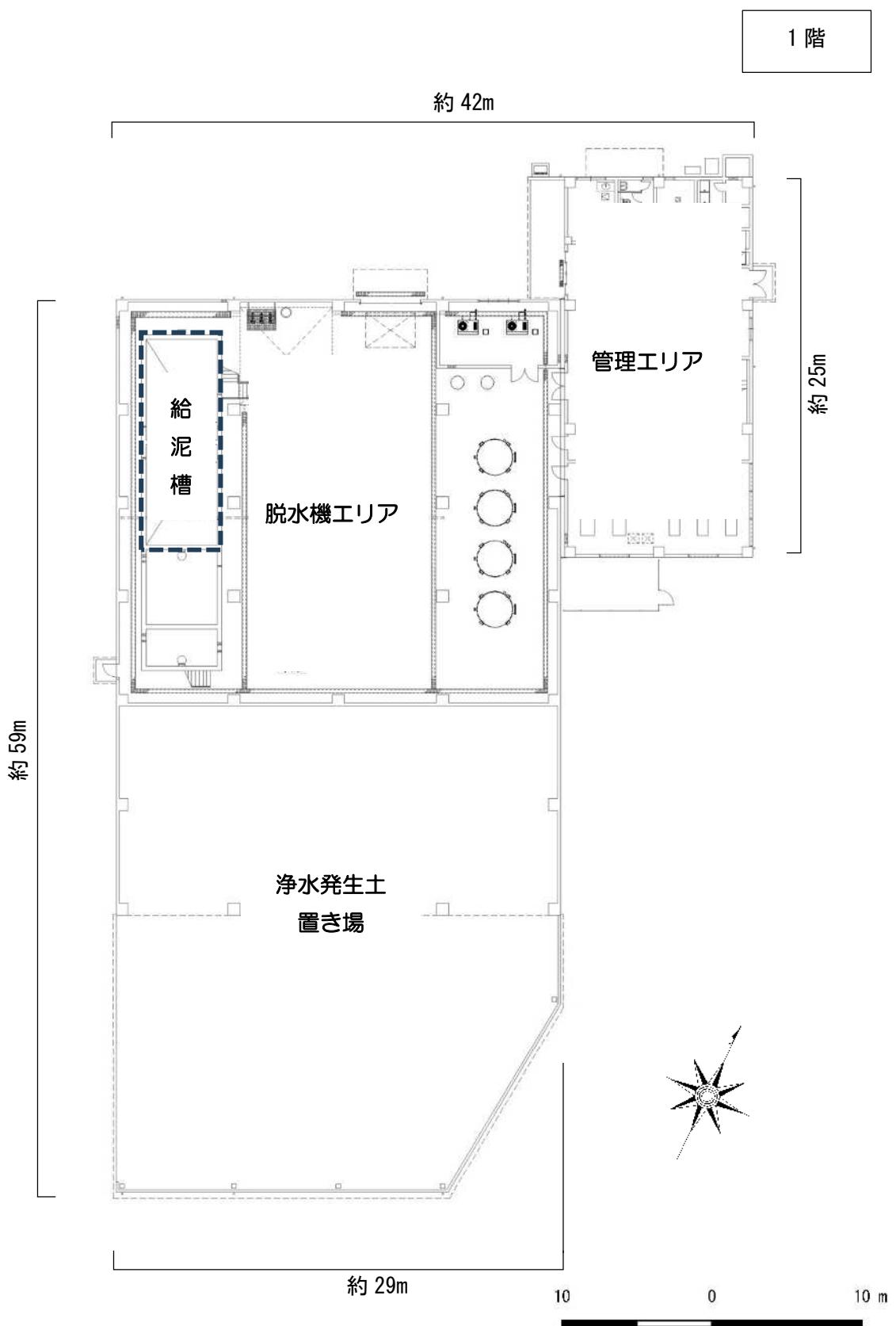
項目	計画概要	備考
建築物名称	新設排水処理棟	
建築面積	約 2,100m ²	
延べ面積	約 3,900m ²	
構造	鉄骨造、鉄筋コンクリート造	
階数	地上 3 階	
建物高さ	建築基準法 地上高 約 19m	実高さ約 19m
建蔽率	約 4.4%	
容積率	約 9.1%	

注:建蔽率と容積率は、上記の建築面積に長沢浄水場の他の建築物の面積を足した面積を長沢浄水場敷地面積で割った値である。

1.5.3 撤去計画

新設排水処理棟の建設に伴い、現在稼働中の既設排水処理棟を撤去することとなる。

撤去は、新設排水処理棟へ運用が完全に移行した後に行うこととなる。工事工程の詳細は、36~38 頁の表 1.6-3 に示すとおりである。



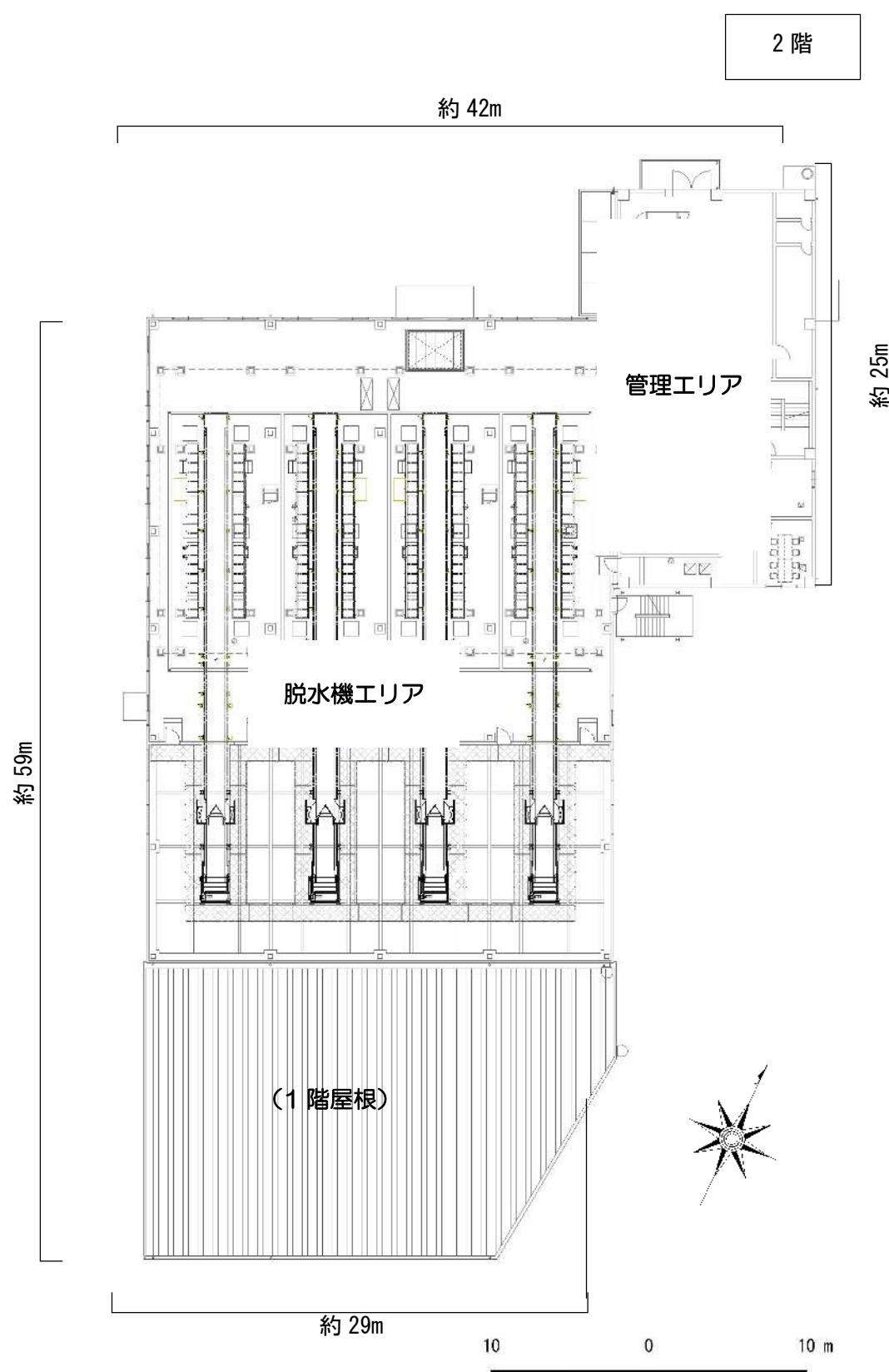


図 1.5-3(2) 2 階平面図 (縮尺 1:400)

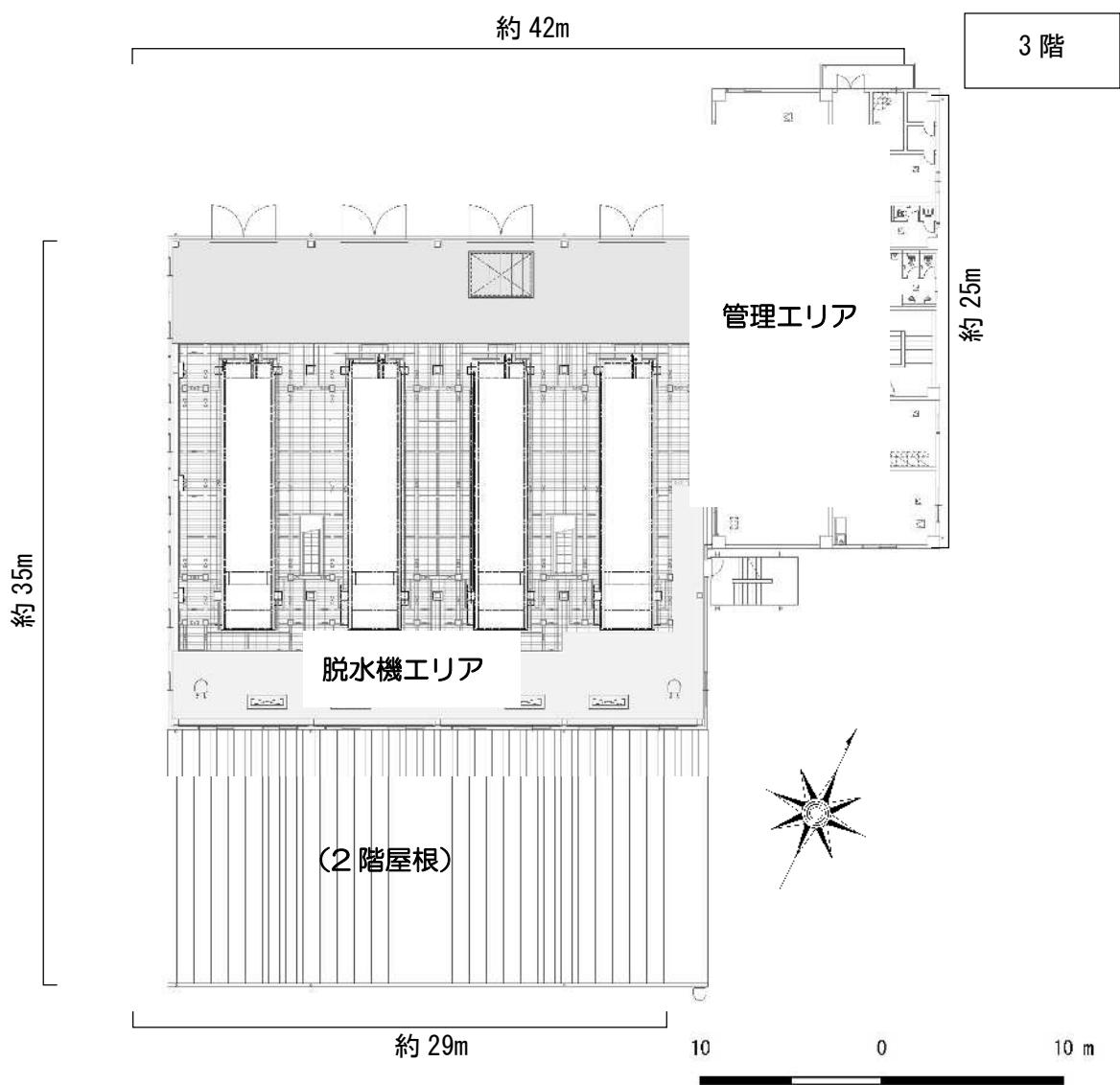


図 1.5-3(3) 3 階平面図 (縮尺 1:400)

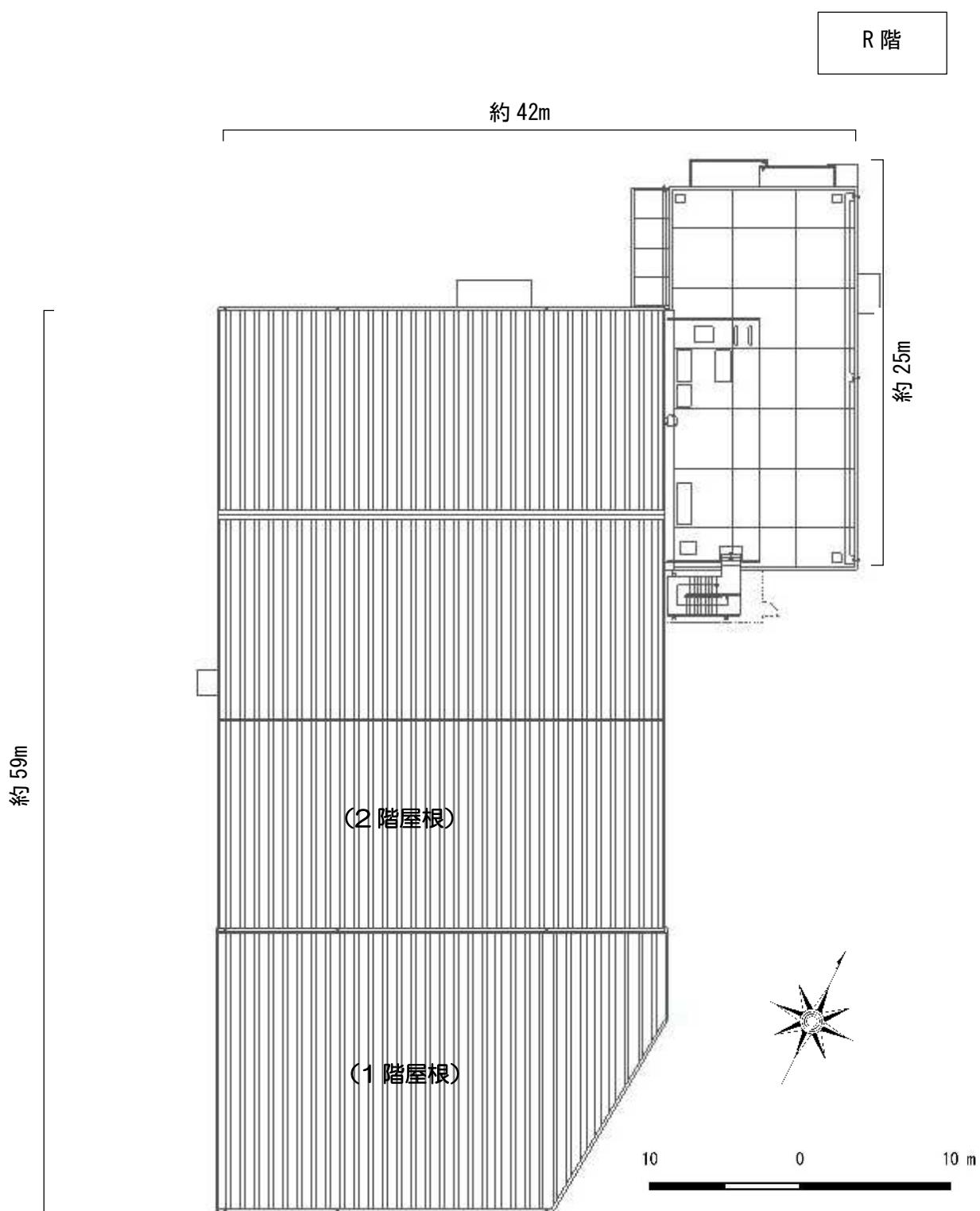
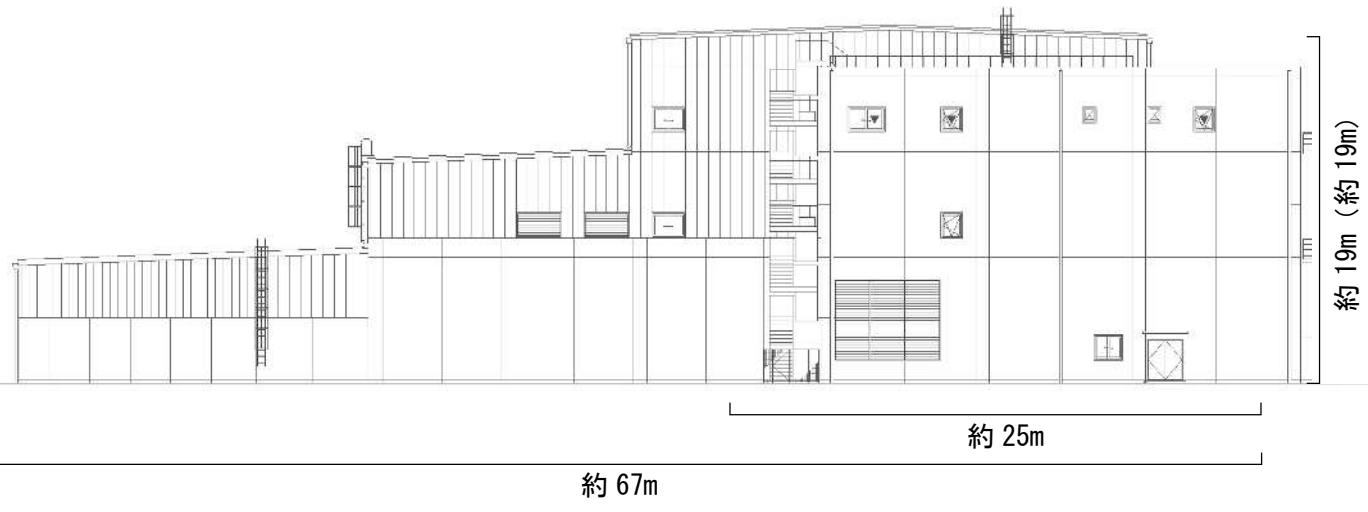


図 1.5-3(4) R 階平面図 (縮尺 1:400)



東立面図

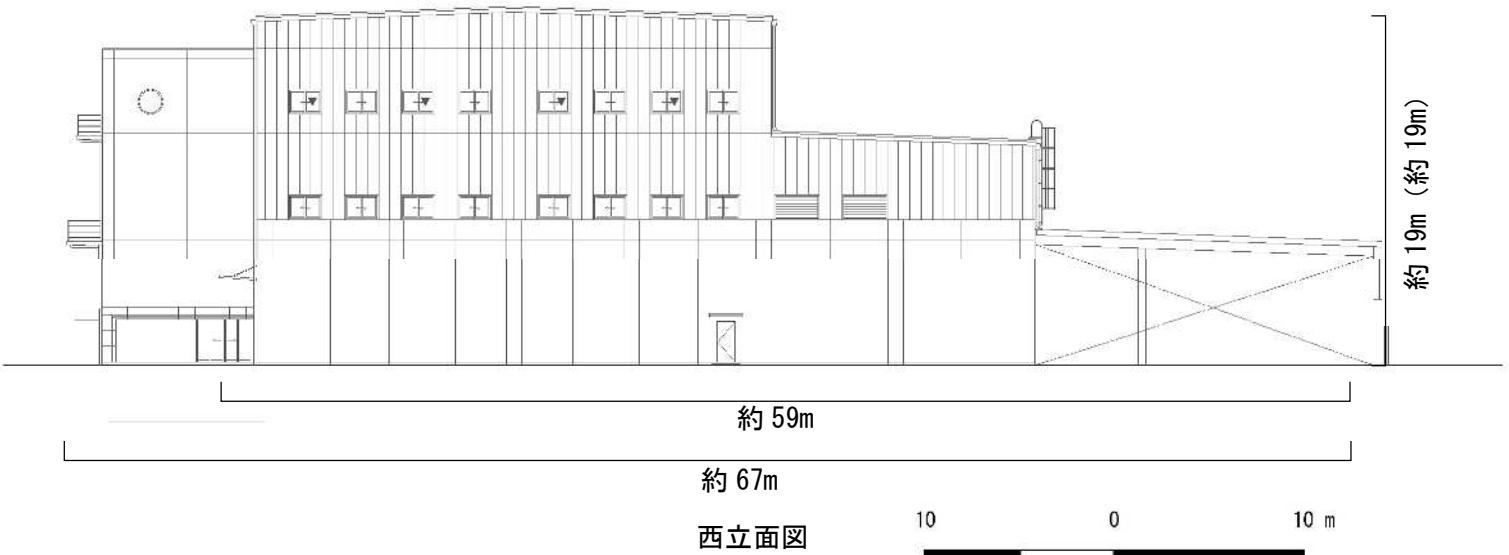
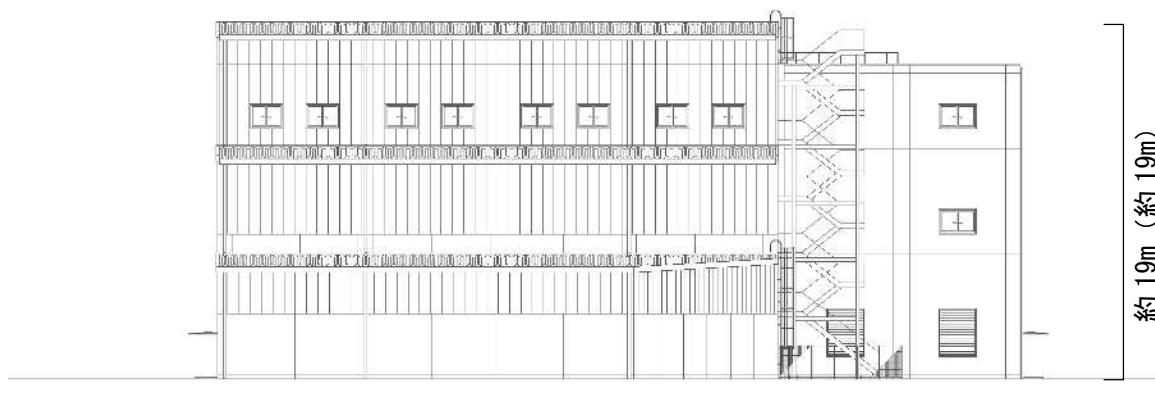


図 1.5-4(1) 立面図（東、西）（縮尺 1:400）

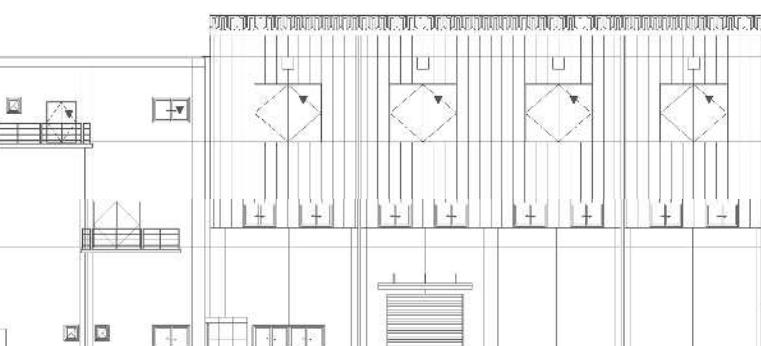
注：() の数字は実高さを示す。



約 42m

南立面図

約 19m (約 19m)



約 42m

10

0

10 m

北立面図

約 19m (約 19m)

図 1.5-4(2) 立面図（南、北）（縮尺 1:400）

注：() の数字は実高さを示す。

1.5.4 処理施設計画

処理施設の概要を、表 1.5-3 に示す。

保守管理等を考慮し、排泥池と一次濃縮槽は 2 系統を有している。

排水処理施設は、1 年を通して処理を行う。稼働時間は 8 時 30 分から 17 時 15 分までを基本とする。

ただし、梅雨や台風等により、原水の濁度が高くなる場合は、稼働時間が長くなることがある。

表 1.5-3 排水処理施設の概要

項目	内 容
施設名称	排水処理施設
排水処理量	590m ³ /日 (原水濁度 9.2 度、8 時間運転)
汚泥生成量	64t/日 (原水濁度 9.2 度、8 時間運転)
処理日・時間	平日 8 時 30 分～17 時 15 分 (8 時間)
機械脱水方式	機械脱水方式 (フィルタープレス)
施設内設備等	排水池 (既設利用) ろ過池からの洗浄排水や排泥池・一次濃縮槽からの越流水を貯留するための施設である。プラント排水を工業用水道の着水井へ返送する (工事なし)。
	排泥池 (既設利用) 各沈でん池からの引抜汚泥や屋外排水槽からのプラント排水を、集合井を介して受け入れる施設である (工事なし)。
	一次濃縮槽 (既設利用) 排泥池にて濃縮された汚泥を受け入れ、濃縮する施設である (本事業において耐震補強工事を行う)。
	二次濃縮設備 (既設利用) 一次濃縮槽の汚泥濃度が低い場合に、汚泥を濃縮し濁度を高める施設である (工事なし)。
	排水処理棟 (新設) 浄水場内で発生した汚泥を処理し、浄水場発生土 (脱水後も汚泥として処理委託を行う) を排出する施設である (本事業の主たる工事である)。
	雨水調整池 (既設利用) 長沢浄水場内の雨水を貯留するための施設である。溜まった水はポンプを使用して排水池に集水され、工業用水道の着水井へ返送する。地下構造となっており、地上面は太陽光発電所として活用している (工事なし)。
	屋外排水槽 (既設利用) 二次濃縮設備、排水処理棟からのプラント排水を貯留するための施設である。受入れ水は、ポンプを使って集合井へ返送し、汚泥を排泥池へ排泥する (工事なし)。

排水処理のフローを図 1.5-5 に示す。

図中の黒破線内が本事業で新たに建設する排水処理棟である。

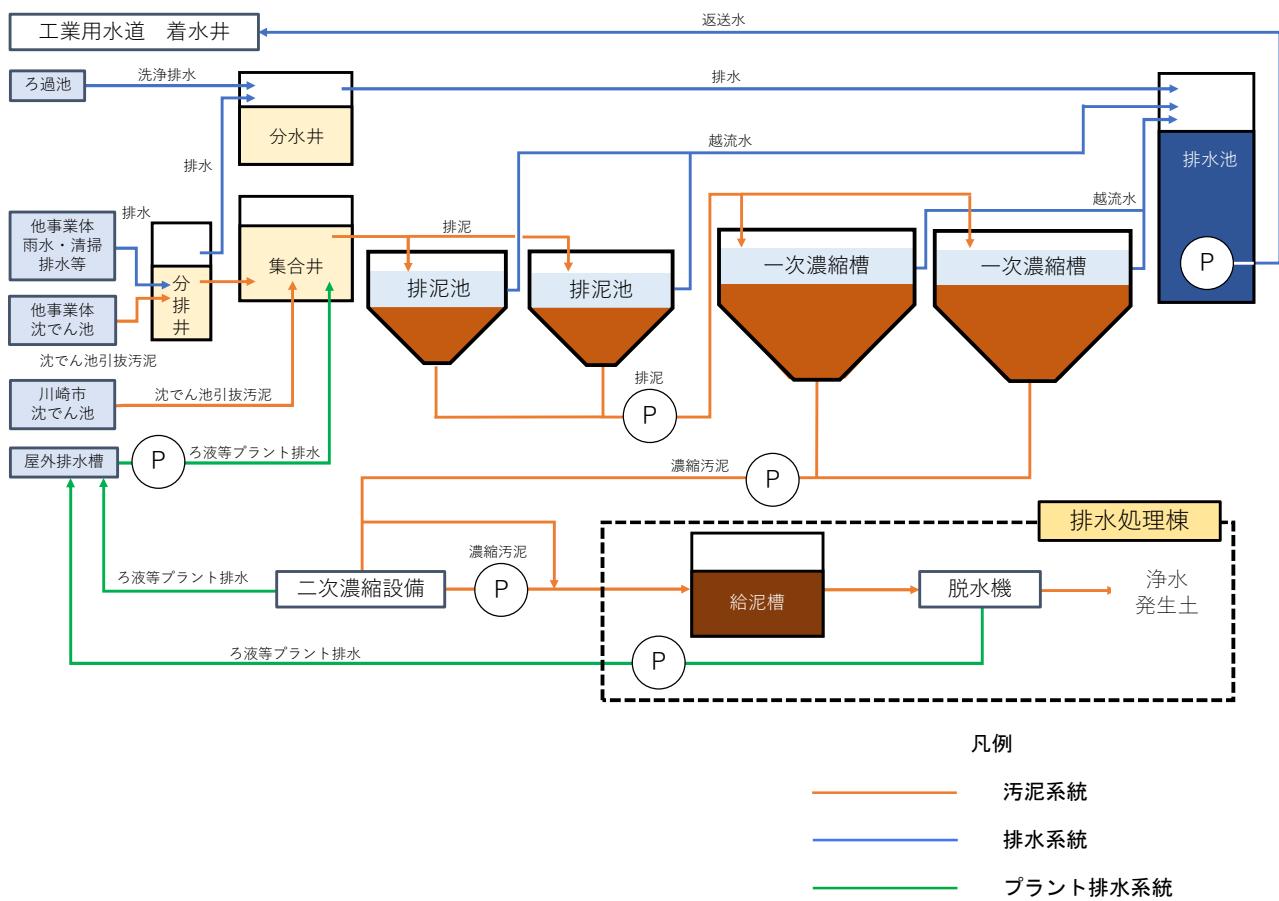


図 1.5-5 排水処理フロー図

1.5.5 環境保全対策（施設供用後）

(1) 地球温暖化対策

- ・本事業に先立ち太陽光発電施設を長沢浄水場内に設置しており、二酸化炭素削減に努めている。
- ・排水処理施設の運用において、設備の効率化を図ると共に使用する電気機器、車両等の省エネルギー化を図り、二酸化炭素の発生量低減に努める。

(2) 大気汚染防止対策

- ・廃棄物搬出車両等については、アイドリングストップ等のエコドライブを徹底する。
- ・施設職員の通勤は、車両ではなく、原則として公共交通機関を利用する。

(3) 騒音・振動対策

- ・脱水機等の騒音の発生源となり得るような設備は基本的に屋内へ設置し、機器類は可能な限り低騒音タイプのものを導入する。
- ・振動の発生源となる機器については、基礎に設置するなどの適切な防振対策を行う。
- ・廃棄物搬出車両等については、アイドリングストップ等のエコドライブを徹底する。
- ・施設職員の通勤は、車両ではなく、原則として公共交通機関を利用する。

(4) 水質汚濁対策

- ・新設排水処理棟からの処理排水及び雨水排水は、原則長沢浄水場内で再利用するため、場外への排水はない。また、雨水調整池に貯留された雨水は、工業用水の原水として再利用している。なお、生活系排水は公共下水道（污水管）へ放流する。

(5) 土壤汚染対策

- ・長沢浄水場内の水質試験室等では有害物質の使用があるが、本事業の計画地においては土壤汚染のおそれがないことを確認している範囲である。
- ・新設排水処理棟の運用において、土壤汚染が発生するような有害物質を使用しない。

(6) 地盤沈下対策

- ・新設排水処理棟では、地下水の揚水は実施しない。なお、既存施設において地下水の揚水は実施していない。

(7) 化学物質

- ・新設する排水処理棟では石油類や潤滑油等の油類を保管するが、少量であるため消防法に該当しない。なお、供用後に該当するような事象が生じた場合は、関係法令等を遵守する。
- ・油類については、直射日光が当たらない施設内の暗所に保管する。
- ・漏洩対策として、オイルマットを保管場所に常備する。

(8) 景観等

- ・新設排水処理棟は既設より高さを抑制し、周囲から視界に入る部分を少なくすることで、圧迫感を与えないように配慮する。
- ・新設排水処理棟建設にあたり法面の造成を行うが、張芝等の緑化により、周辺景観に配慮する。

1.5.6 緑化計画

本事業における「川崎市環境影響評価等技術指針」(2021年(令和3年)3月第7次改訂版 川崎市)に基づく確保すべき緑被率は15%である。表1.5-4に示すとおり、計画地における緑被率は約19%であり、確保すべき緑被率を上回る値であった。

また、図1.5-6に示すとおり、計画地内の保全される緑地の植栽状況としては、現在、スダジイやコナラといった高木が多く植栽されている。

計画地においては保全される緑地面積で必要となる緑被率を満足しているため、施設運営面も考慮し、造成地は芝生とし、植樹を行わない計画である。

長沢浄水場では緑地の維持管理として、除草を3回／年実施しており、樹木の剪定を1回／年、行っている他、落ち葉清掃を10回／年、実施している。

なお、長沢浄水場全体における緑被率は約20%であり、これについても確保すべき緑被率を上回る値であった。

表1.5-4 緑被率

保全される緑地面積	約7,300m ²
計画地面積	約37,900m ²
緑被率	約19%

【目標とする緑被率の算出】(出典：川崎市環境影響評価等技術指針)

$$(A \times \alpha + B \times \beta + A \times G') \times \frac{100}{A}$$

A … 指定開発行為に係る面積

α … 0.06等法令等により必要とされる公園、緑地等の割合

ただし、法令等により公園、緑地等を設置しない場合は $\alpha = 0$ とする。

B … 指定開発行為に係る面積から公園、緑地等の面積を除いたもの

β … 指定開発行為の種類ごとに定める数値

G'… 平均緑度係数

ここに、A = 37,900m²

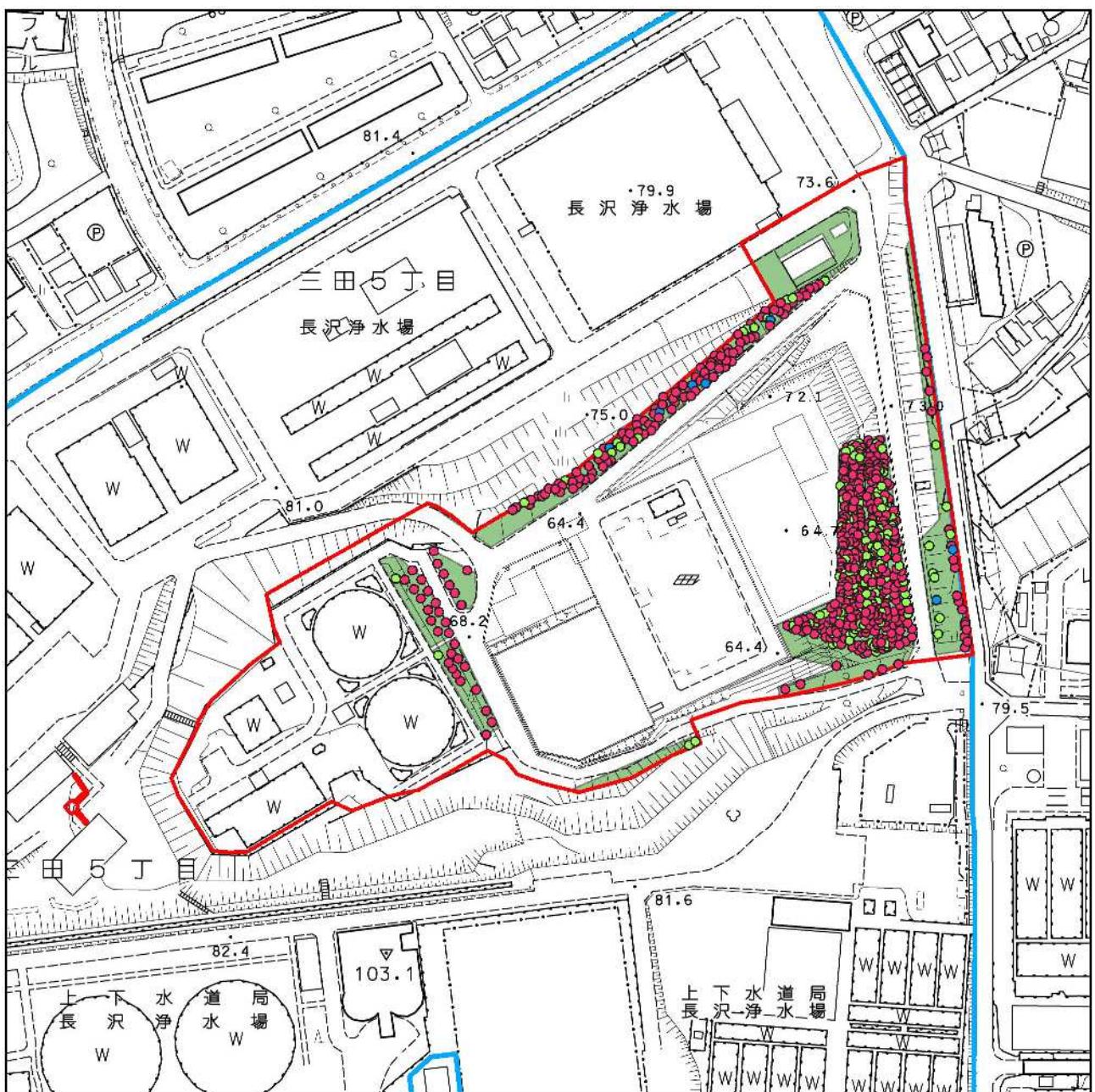
$\alpha = 0$

B = 37,900m²

$\beta = 0.1$ (開発行為(その他の開発行為)、第2種区域)

G' = 0.05 (平均緑度 = 1.42※計画地の平均緑度に対応)

平均緑度 (L.G.)	50 ～ 40	39	38	37	36	35	34	33	32	3.1	30	29	28	27	26	25	2.4	2.3	2.2	2.1	2.0 ～ 1.0
平均 緑度係数 (G')	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	0.05



凡例

■ 保全される緑地

- 高木（樹高3.0m以上、目通周0.18m以上、葉張0.8m以上）
- 中木（樹高1.5m以上3.0m未満、葉張0.3m以上）
- 低木（樹高0.3m以上1.5m未満、葉張0.3m以上）

□ 計画地
□ 長沢浄水場

1:2500
50 0 50 100 m

図 1.5-6 緑化計画図

注：本図は、「川崎市地形図_1/2,500」（川崎市ホームページ 最終閲覧月：令和7年1月）を使用して作成した。

1.5.7 廃棄物処理計画

(1) 一般廃棄物

供用時に発生する一般廃棄物は、紙くず、生ごみ、刈草等であり、発生する一般廃棄物の量を極力少なくするために、減量化及びリサイクルを推進している。

さらに OA 紙等は両面コピーの実施等により排出量の抑制を図るとともに、発生した古紙については、古紙回収業者により定期的に収集し、可能な限り再資源化を行っている。

なお、古紙以外の事業系一般廃棄物は、川崎市の許可を受けた収集運搬業者（以下「外部業者」という。）へ委託し、適切に処理している。

(2) 産業廃棄物

供用時に発生する産業廃棄物は、主に浄水発生土である。

浄水発生土は施設で減量化を行い、外部業者へ委託し、埋戻材等として再資源化し、有効利用している。なお、委託業者を年度毎に選定しているため、再利用方法については適宜変更する可能性がある。

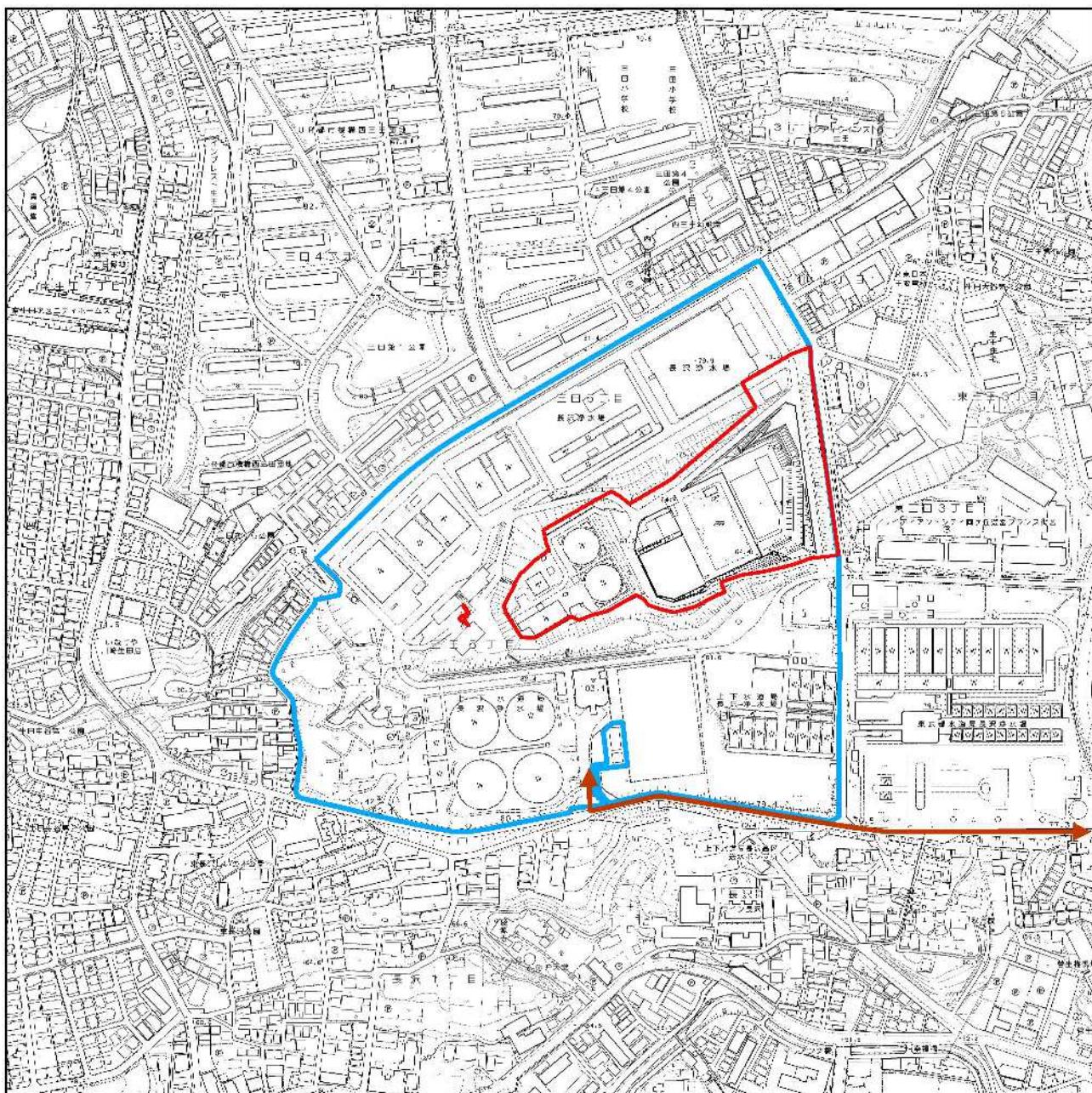
また、一次濃縮槽等で清掃時に発生する汚泥については、産業廃棄物として外部業者へ委託し、適切に処理している。

その他、廃プラスチック類及び潤滑油として使用した廃油が発生するが、同様に外部業者へ委託し、適切に処理する。

1.5.8 交通計画

廃棄物の搬出に伴う運搬車両は、日最大 6 台程度であり、現在と同じである。土、日、祝日の搬出運搬は原則行わない。図 1.5-7 に廃棄物の搬出に伴う運搬ルートを示す。

なお、施設職員は公共交通機関等を利用して出勤している。



凡例

←→ 廃棄物運搬車両走行ルート

■ 計画地
□ 長沢浄水場

1:6000
50 0 50 100 150 200 250 300 m



図 1.5-7 廃棄物運搬車両の走行ルート図

1.5.9 供給施設計画

(1) 水道

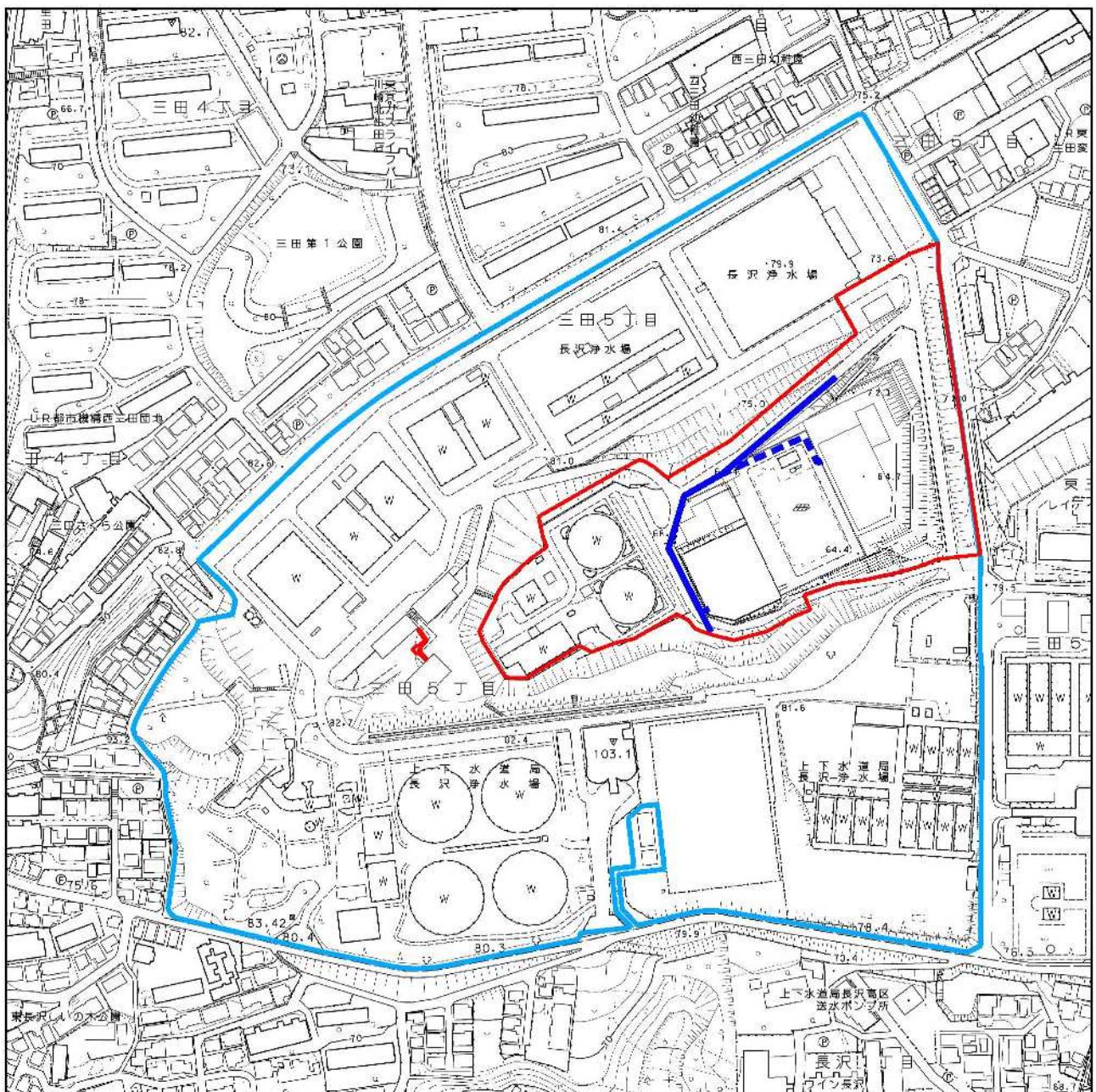
給水計画図は図 1.5-8 に示すとおりである。本事業で使用する水道は、既設給水経路を使用し、新設排水処理棟の管理スペースまで新たに管路を敷設する計画である。

(2) 電気

電気供給計画図は図 1.5-9 に示すとおりである。本事業で使用する電気は、既設電気経路から分電し、新設排水処理棟まで引き込みを行う計画である。

(3) ガス

本事業はオール電化とし、ガス管路を敷設しない計画である。



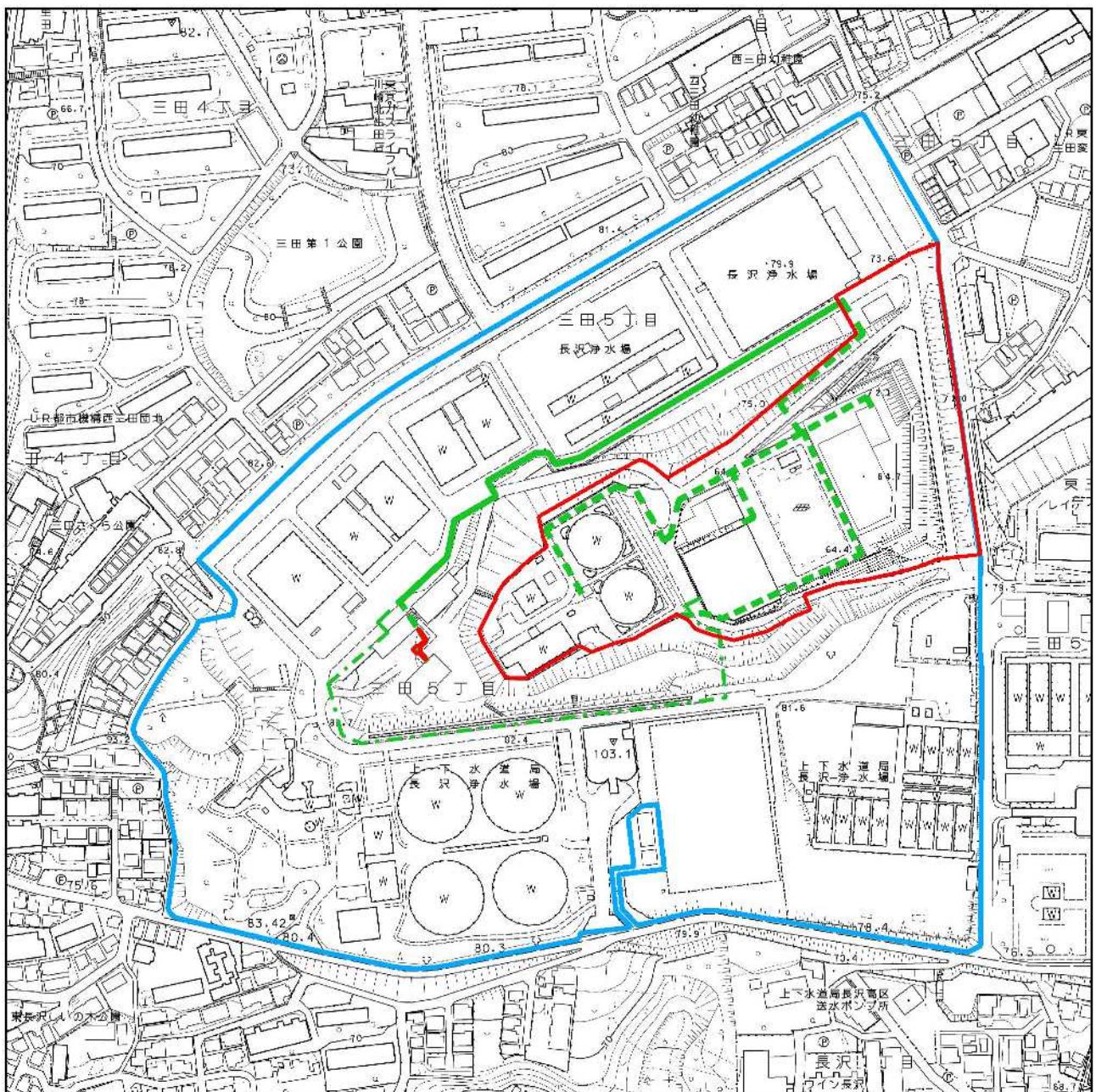
凡例

- 既設給水経路
- 新設給水経路

- 計画地
- 長沢浄水場

1:4000
50 0 50 100 150 200 m

図 1.5-8 給水計画図



凡例

- 既設電気経路（ケーブルのみ新設）
- 既設電気経路（ケーブルのみ撤去）
- - - 新設電気経路（新規開発）

- 計画地
- 長沢净水場

1:4000
50 0 50 100 150 200 m

図 1.5-9 電気供給計画図

1.5.10 排水計画

排水（汚水）計画図を図1.5-10に示す。

新設排水処理棟のうち管理スペースで発生する生活排水は、これまで同様、川崎市の公共下水道（汚水）へ放流する。

一方、排水処理水については屋外排水槽へ戻され、再処理し、雨水排水は雨水調整池を経由し、工業用水の原水として利用するため、外部への排水は行わない。

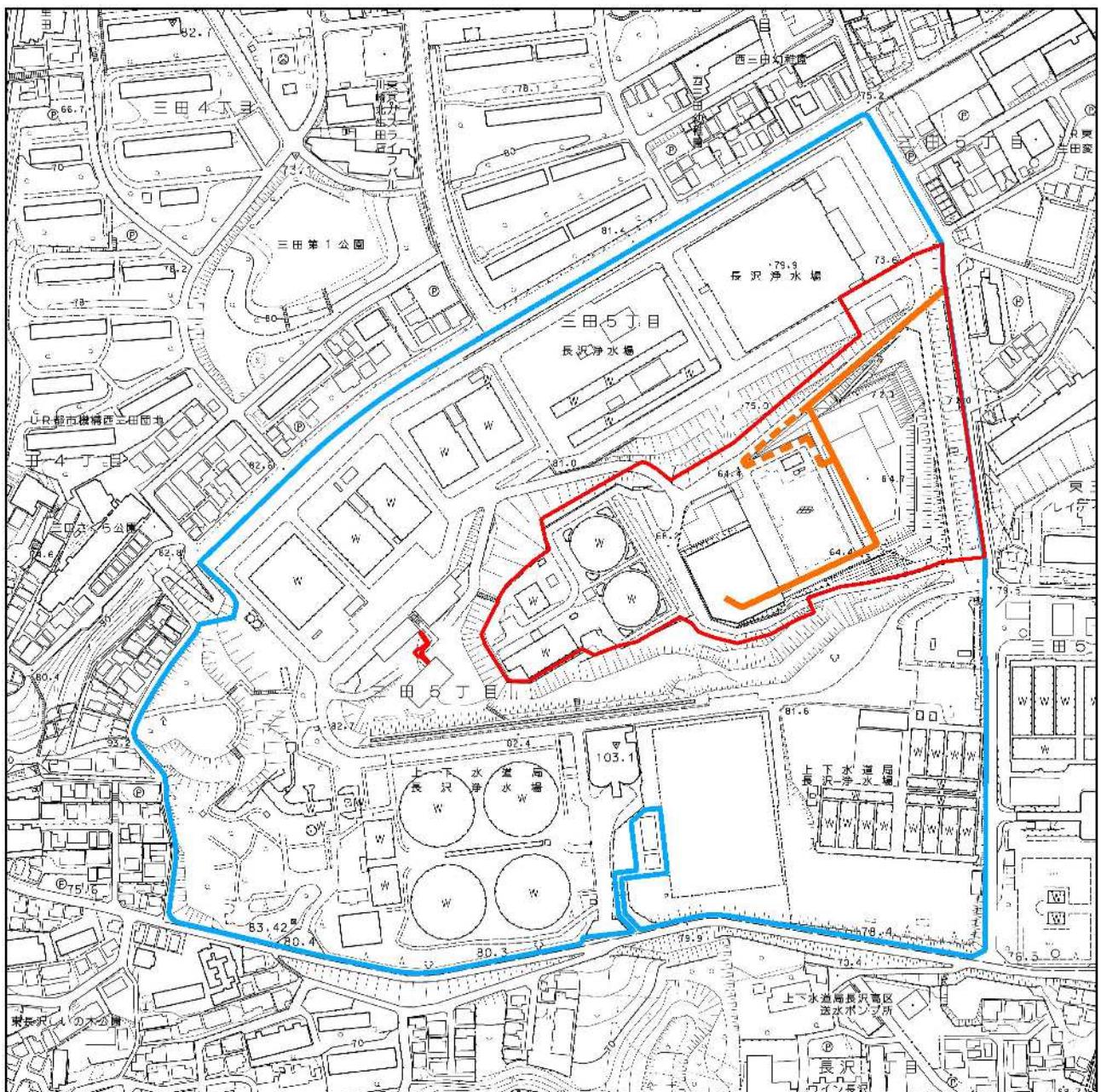
1.5.11 造成計画

本事業では、新設排水処理棟を設置するため、計画地東側において用地の造成が必要となる。東側の盛土箇所を掘削し、平坦地を設ける。斜面勾配については、「道路土工 切土工・斜面安定工指針（平成21年度版）」（社団法人日本道路協会）に従い実施する計画である。

造成計画図を図1.5-11及び図1.5-12に示す。

1.5.12 防火・消火計画

消防水利は図1.5-13に示すとおり、計画地周辺の有効水利をもって区域を包含させる計画である。



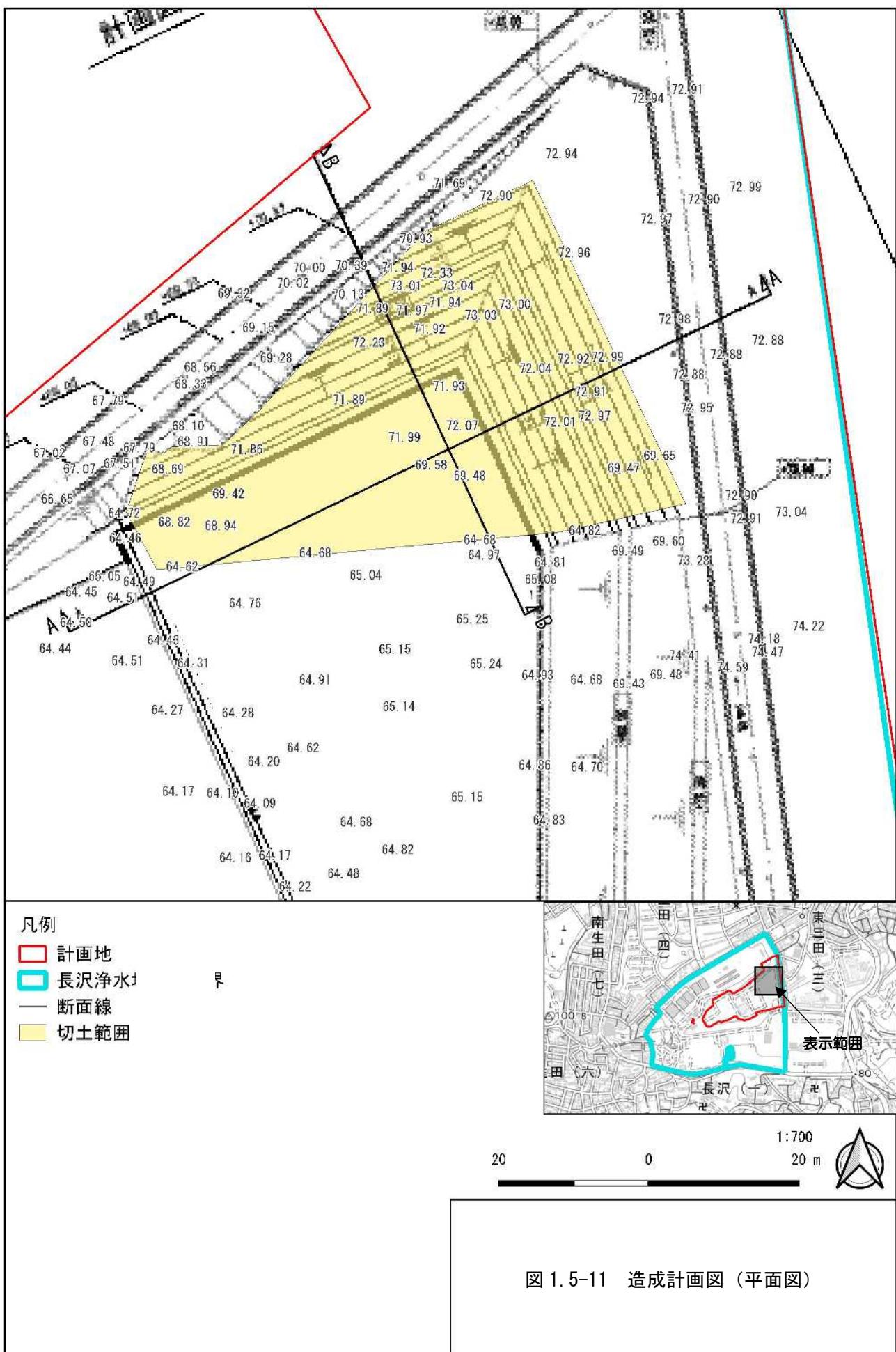
凡例

- 既設排水経路
- 新設排水経路

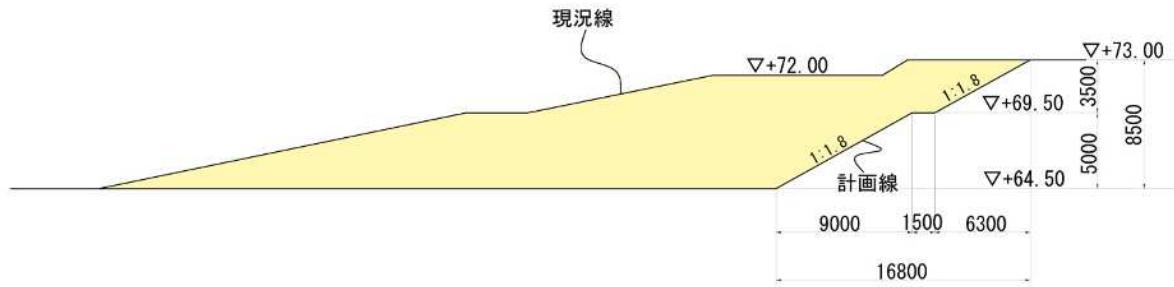
- 計画地
- 長沢浄水場

1:4000
50 0 50 100 150 200 m

図 1.5-10 排水（汚水）計画図



A-A 断面



B-B 断面

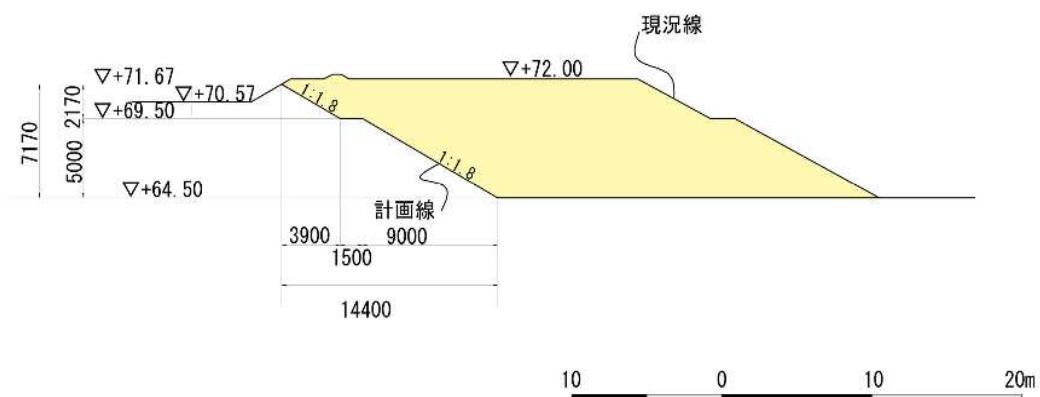
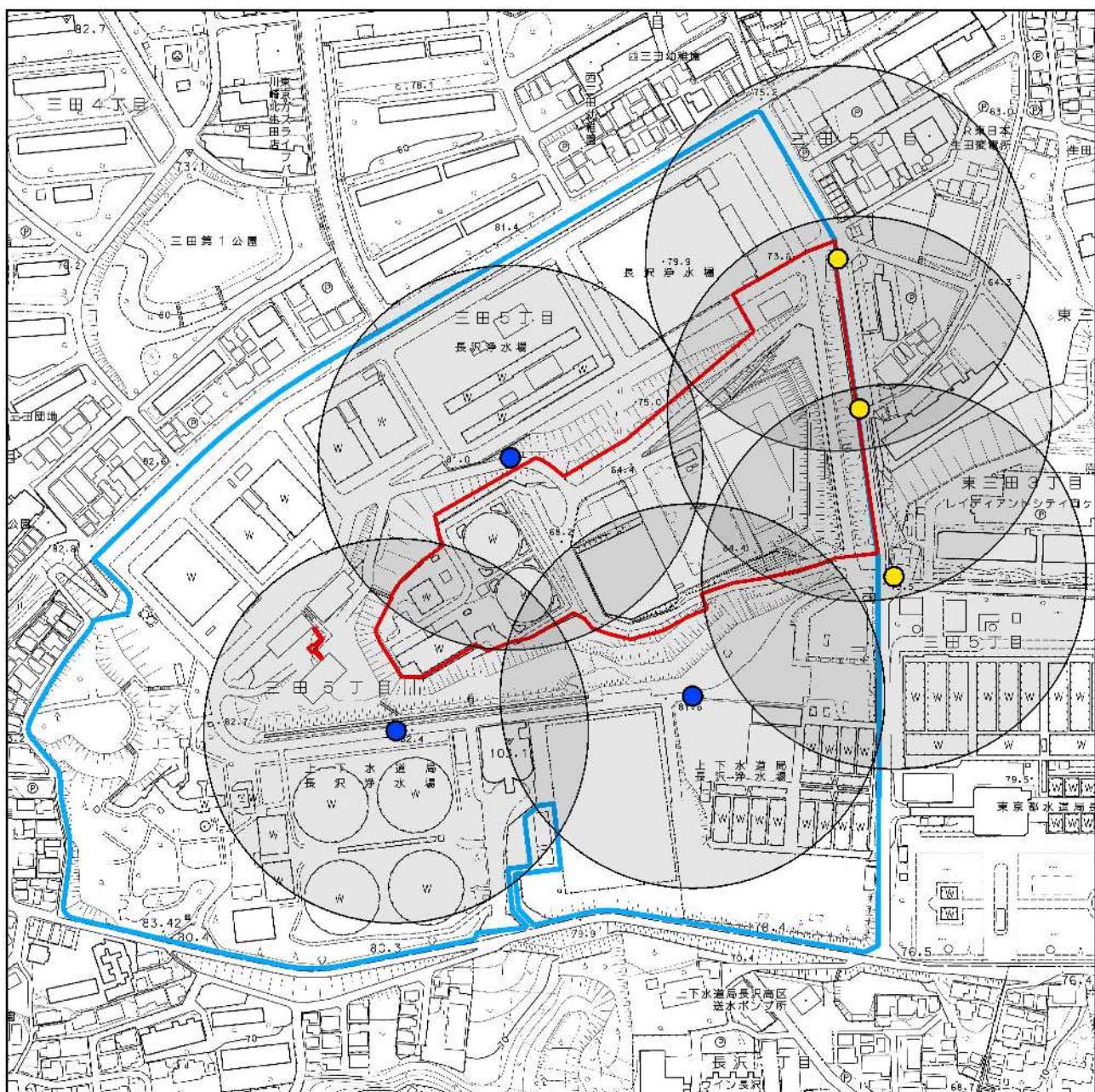


図 1.5-12 造成計画図（断面図）(S=1:500)



八

- 既設消火栓（公設）
 - 既設消火栓（私設）
 - 消火栓水利充足範囲

計画地
 長沢浄水場

1:4000
50 0 50 100 150 200 m

図 1.5-13 防火・消火計画図

1.6 施工計画の内容

(1) 工事の概要

工事は既存施設の解体撤去工事と新設施設の建設工事を計画している。

工事概要を表 1.6-1 に示す。

表 1.6-1 工事概要

名 称		整備内容
一次 濃縮槽	土木構造物、ポンプ室	・躯体の劣化補修及び耐震補強
	搔き機	・設備の新設、既存設備の撤去
	可動トラフ	・設備の新設、既存設備の撤去
	汚泥引抜ポンプ	・設備の新設、既存設備の撤去
	配管等	・配管の新設、既存設備の撤去
	電気設備	・設備の新設、既存設備の撤去
排水 処理棟	排水処理棟	・建築物、建築付帯設備の新設、既存施設の撤去
	脱水機設備（4 台）	・設備の新設、既存設備の撤去
	補器類、配管等	・設備の新設、既存設備の撤去
	電気設備	・設備の新設、既存設備の撤去
	監視制御設備	・設備の新設、既存設備の撤去
	造成、場内設備等	・新施設に伴う整備、既存施設の撤去
その他	埋設配管等	・脱水機設備の切替えに伴う整備
	屋外排水槽ほか	・躯体の劣化補修
	二次濃縮設備（電気設備）	・移設

(2) 工事工程と工事別主要建設機械

工種別の使用建設機械の規格などを表 1.6-2 に、工事工程と工種別の主要建設機械と車両台数を表 1.6-3 に示す。

本事業の作業時間は 8 時 30 分から 17 時 15 分までとし、原則として土日、祝日及び夜間作業は行わない。また、12 時から 13 時までを昼休憩とする計画である。

なお、騒音・振動を伴わない作業、コンクリート打設のように工事の性質上、作業の中止が困難である場合及び天候等により作業内容を変更する場合は、周辺環境に配慮した上で作業を行う。

表 1.6-2 工種別使用建設機械の規格など

工 種	主要建設機械	
	名 称	規格など
法面造成工事	バックホウ バックホウ クレーン 吹付機械一式 転圧機 ブレーカー	0.1m ³ 0.45m ³ 50t
新設排水処理棟 (脱水機エリア) 建設工事	バックホウ バックホウ クレーン クレーン クレーン 杭打ち機 (山留・本杭) 吹付機械一式 コンクリートポンプ車 コンクリートミキサー車 フィニッシャー ¹ 転圧機 ブレーカー	0.1m ³ 0.45m ³ 25t 50t 85t 130t 三点式
新設排水処理棟 (管理エリア) 建設工事	バックホウ バックホウ クレーン クレーン クレーン クレーン 杭打ち機 (山留・本杭) 吹付機械一式 コンクリートポンプ車 コンクリートミキサー車 フィニッシャー ¹ 転圧機 ブレーカー	0.1m ³ 0.45m ³ 25t 50t 85t 130t 三点式
既設排水処理棟撤去工事	バックホウ バックホウ クレーン クレーン 杭打ち機 (山留・本杭) 杭抜き機 コンクリートポンプ車 コンクリートミキサー車 バキューム車 ブレーカー	0.45m ³ 1.25m ³ (解体機) 50t 85t 三点式 アボロン式
一次濃縮槽耐震工事	バックホウ バックホウ コア削孔機 クレーン クレーン クレーン クレーン コンクリートポンプ車 コンクリートミキサー車 バキューム車	0.1m ³ 0.45m ³ 25t 50t 85t 130t
場内配管・場内整備工事	バックホウ バックホウ フィニッシャー ¹ 転圧機 ブレーカー	0.1m ³ 0.45m ³

表 1.6-3(1) 工事工程と工種別の主要建設機械と車両台数 (1 カ月～24 カ月まで)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
法面造成工事	準備工																							
	土工事(掘削・積込)									16台/日(計12000m ³)	1日2往復													
	用排水工(U240)									520m														
	法面整形工									1200m ²														
	種子吹付・植栽工									1000m ²														
	地中不明物撤去																							
～新脱設建水排水設機水工事理ア棟	既存擁壁解体工																							
	準備工																							
	山留工																							
	土工事																							
	基礎工事(杭工事含む)																							
	鉄骨工																							
	躯体築造工																							
	内装工																							
	外装工																							
	外構工																							
～新管設建理排設工水工事ア理ア棟	仮設撤去工																							
	機械、電気設備の設置/試運転																							
	準備工																							
	山留工																							
	土工事																							
	基礎工事(杭工事含む)																							
	躯体築造工																							
	内装工																							
	外装工																							
	外構工																							
既設撤去工水工事理ア棟	仮設撤去工																							
	準備工																							
	(アスベスト調査・処理工)																							
	仮設工																							
	内装解体工																							
	機械、電気設備の撤去																							
	上屋・基礎解体工																							
	既設杭引抜工																							
	既存擁壁解体工																							
	既存擁壁基礎工																							
耐震濃縮槽工事	既存擁壁																							
	清掃																							
	機械設備、電気設備の撤去																							
	1次濃縮槽耐震補強工																							
	各槽劣化改修工																							
	センター支柱補強工																							
場内配管工事	断面修復																							
	手摺設置																							
	機械、電気設備の設置/試運転																							
	試掘																	17箇所						
	路面覆工																							
工内配管工事	場内配管工																							
	既設配管撤去工																							
	電線路工事																							
主要建設機械等	バックホウ 0.1m ³																							
	バックホウ 0.45m ³	2	2	2	2	1	1	2	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	バックホウ(解体機)1.25m ³																							
	コア削孔機																							
	クレーン(25t)																							
	クレーン(50t)																							
	クレーン(85t)																							
	クレーン(130t)																							
	杭打ち機(山留・本杭) 三点式																							
	杭抜き機 アボロン式																							
稼働台数計(台/日)	吹付機械 1式																							
	コンクリートポンプ車																							
	コンクリートミキサー車																							
	バキューム車																							
	フィニッシャー																							
	転圧機																							
	ブレーカー	1																						
	稼働台数計(台/日)	1	2	2	2	3	7	1	4	3	5	3	2	8	8	8	8	8	9	5	5	8	5	4
	月間稼働台数計(台/月)	25	50	50	50	75	175	25	100	75	125	75	50	200	200	200	200	200	225	125	125	200	125	100

【工事車両】

合計	ピーク(台/日)	0	16	16	16	16	16	10	10	40	42	20	10	15	15	15	20	20	31	25	22	28	29	26
月間	台/日)	0	16	16	16	16	16	5	5	35	37	15	10	15	15	15	15	15	20	17	22	28	29	22
合計	ピーク(台/日)	5	5	5	5	5	3	3	5	6	6	10	15	15	15	15	15	15	17	27	27	20	20	20
月間	台/日)	5	5	5	5	5	3	3	5	6	6	10	15	15	15	15	15	15	18	24	24	24	20	20

注：表中の赤枠は建設機械の稼働台数がピークとなる時期を示す。

表 1.6-3(2) 工事工程と工種別の主要建設機械と車両台数 (25 カ月～48 カ月)

	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	
法面造成工事	準備工																								
	土工事(掘削・積込)																								
	用排水工(U240)																								
	法面整形工																								
	種子吹付・植栽工																								
	地中不明物撤去																								
(新)脱水設機水処理工事アリヤー)	既存擁壁解体工																								
	準備工																								
	山留工																								
	土工事																								
	基礎工事(杭工事含む)																								
	鉄骨工																								
	躯体築造工																								
	内装工																								
	外装工																								
	外構工																								
新管理排設工事アリヤー)	仮設撤去工																								
	準備工																								
	山留工																								
	土工事																								
	基礎工事(杭工事含む)																								
	躯体築造工																								
	内装工																								
	外装工																								
	外構工																								
	仮設撤去工																								
既設排去工事アリヤー)	準備工																								
	(アスベスト調査・処理工)																								
	仮設工																								
	内装解体工																								
	機械、電気設備の撤去																								
	上屋・基礎解体工																								
	既設杭引抜工																								
	既存擁壁解体工																								
	既存擁壁基礎工																								
	既存擁壁																								
耐震濃縮槽工事	清掃																								
	機械設備、電気設備の撤去																								
	1次濃縮槽耐震補強工																								
	各槽劣化改修工																								
	センター支柱補強工																								
	断面修復																								
場内工事整備	手摺設置																								
	機械、電気設備の設置/試運転																								
	試掘																								
	路面覆工																								
工事整備	場内配管工																								
	既設配管撤去工																								
	電線路工事																								
主要建設機械等	バックホウ 0.1m ³																								
	バックホウ 0.45m ³																								
	バックホウ(解体機)1.25m ³																								
	コア削孔機																								
	クレーン(25t)	1	1	1	1	1	1									1	2	1	1	1	1	1			
	クレーン(50t)	1																	1	1					
	クレーン(85t)							1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	クレーン(130t)										1			1	1										
	杭打ち機(山留・本杭) 三点式																								
	杭抜き機 アボロン式																								
	吹付機械 1式																								
	コンクリートポンプ車															1	1	1	1						
	コンクリートミキサー車															1	1	1							
	バキューム車															1									
	フィニッシャー																								
	転圧機																								
	フレーカー																								
		2	1	3	1	2	3	6	5	5	7	4	1	4	4	2	2	2	1	0	0	0	3	3	
		50	25	75	25	50	75	150	125	125	175	100	25	100	100	50	50	50	25	0	0	0	75	75	
【工事車両】																									
合 大 計 型	ピーク(台/日)	18	17	16	2	3	8	3	3	3	10	10	9	7	7	6	4	4	3	0	1	0	5	7	6
合 小 計 型	月間(台/日)	16	16	16	1	2	4	2	2	2	5	5	5	4	4	3	2	2	2	0	1	0	3	4	3
合 大 計 型	ピーク(台/日)	28	25	6	6	5	5	4	4	4	7	9	9	10	10	7	6	6	4	0	2	0	4	10	7
合 小 計 型	月間(台/日)	25	23	6	4	2	2	2	2	3	5	5	5	4	3	3	2	0	1	0	2	5	4		

表 1.6-3(3) 工事工程と工種別の主要建設機械と車両台数 (49 カ月～62 カ月)

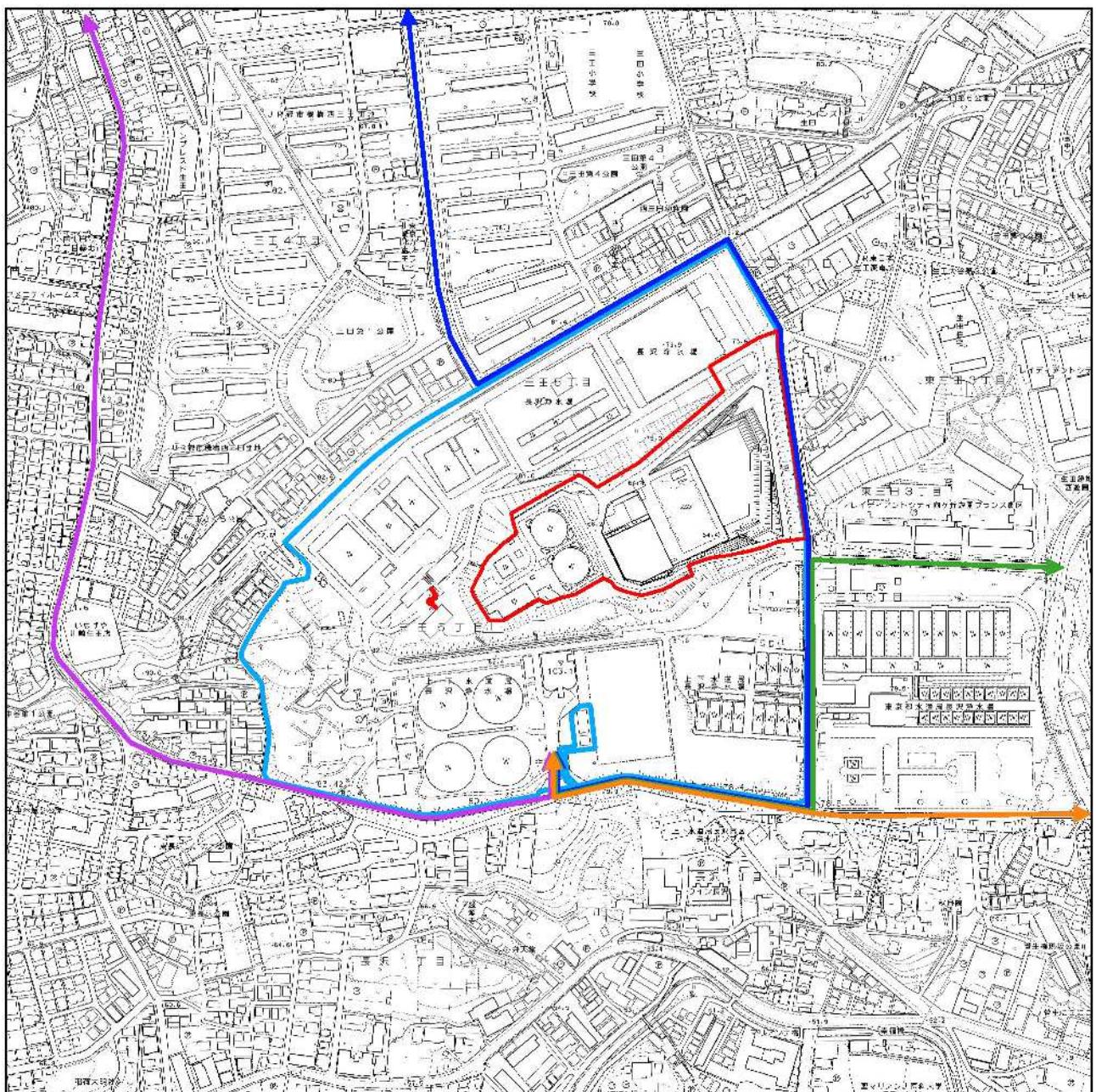
		49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
法面造成工事	準備工														
	土工事(掘削・積込)														
	用排水工(U240)														
	法面整形工														
	種子吹付・植栽工														
	地中不明物撤去														
(新) 建水設機工事 理ア棟)	既存擁壁解体工														
	準備工														
	山留工														
	土工事														
	基礎工事(杭工事含む)														
	鉄骨工														
(新) 建管設工事 理ア棟)	躯体築造工														
	内装工														
	外装工														
	外構工														
	仮設撤去工														
	機械、電気設備の設置/試運転														
既設撤去工事 理ア棟)	準備工														
	山留工														
	土工事														
	基礎工事(杭工事含む)														
	躯体築造工														
	内装工														
耐震工槽	外装工														
	外構工														
	仮設撤去工														
	準備工 (アスベスト調査・処理工)														
	仮設工														
	内装解体工														
一次震濃工槽	機械、電気設備の撤去														
	上屋・基礎解体工														
	既設杭引抜工														
	既存擁壁解体工														
	既存擁壁基礎工														
	既存擁壁														
場内配管工事	清掃														
	機械設備、電気設備の撤去														
	1次濃縮槽耐震補強工														
	各槽劣化改修工														
	センター支柱補強工														
	断面修復														
電線路工事	手摺設置														
	機械、電気設備の設置/試運転														
	試掘														
	路面覆工														
	場内配管工														
	既設配管撤去工														
主要建設機械等	バックホウ 0.1m ³														
	バックホウ 0.45m ³	1	1												1
	バックホウ(解体機) 1.25m ³			2	2										
	コア削孔機														
	クレーン(25t)														
	クレーン(50t)	1	1					1	1	1	1	1	1	1	1
	クレーン(85t)														
	クレーン(130t)														
	杭打ち機(山留・本杭) 三点式														1 1
	杭抜き機 アボロン式							1	1	1	1	1			
	吹付機械 1式														
	コンクリートポンプ車												1	1	1 1
	コンクリートミキサー車												1	1	1 1
	パキューム車	1	1												
	フィニッシャー			1											
	転圧機			1											
	ブレーカー														
		3	5	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	3	3
		75	125	50	50	50	50	50	50	50	50	100	100	75	75
【工事車両】															
合計		ピーチ(台/日)	6	9	20	20	10	10	10	10	10	5	5	5	5
月間(台/日)			3	5	10	10	10	10	10	10	10	5	5	5	5
合計		ピーチ(台/日)	7	8	5	5	5	5	5	5	5	3	3	3	3
月間(台/日)			3	4	5	5	5	5	5	5	5	3	3	3	3

(3) 工事用車両の走行ルート

主な工事用車両は、大型車としては資材運搬車両、ダンプトラック、コンクリートミキサー車等である。大型車の進入車両台数は、36～38 頁のとおり工事中のピーク日でも 1 日当たり 50 台を超えない計画である。小型車は工事従事者の通勤車両等である。

工事用車両の走行ルートは、図 1.6-1 に示す 4 ルートを考えている。

なお、工事用車両台数は 36～38 頁の表 1.6-3(1)～(3) に示すとおりである。



凡例

- ↔ } 大型工事用車両の主な走行ルート
- ↔ } 小型工事用車両の主な走行ルート

■ 計画地
□ 長沢浄水場

1:6000
50 0 50 100 150 200 250 300 m



図 1.6-1 工事用車両の走行ルート

(4) 工事中の環境保全対策

本事業では、長沢浄水場の機能を保ちつつ排水処理棟を更新整備し、順次機能を切り替える計画であることから、既設排水処理棟の撤去工事及び新設排水処理棟の建設工事を実施する。

ア 粉じん対策

- ・強風、地表面が乾く等の状況が予測または確認された場合、適時散水を行い、粉じんの飛散を防止する。
- ・工事用車両の出入り口において適宜洗車することにより、周辺道路への汚れを防止する。
- ・廃棄物等の搬出にあたっては、粉じんが発生する可能性がある資材等の運搬では、可能な限り荷台にシートをかける等、周辺道路への汚れを防止する。
- ・造成面の場内道路は、鉄板敷とし、工事用車両の走行に伴う粉じんの飛散を防止する。
- ・解体作業時には散水を行い、粉じんの発生を抑制する。
- ・建設発生土の仮置き場等、粉じんの発生源となり得る場所については、必要に応じて防じんシートの設置や散水を行うなど、粉じんの飛散防止に努める。

イ 排出ガス及び騒音・振動対策

- ・使用する建設機械は、可能な限り最新の排出ガス対策型、低騒音型、低振動型のものを使用する。
- ・建設機械の稼働や工事用資材の搬出入が集中しないよう、工程において平準化を図る。
- ・工事関係車両は、エコドライブに努める。また排出ガス規制適合車両の採用に努める。
- ・必要に応じて防音シートを設置し、騒音の低減に努める。

ウ 水質汚濁対策

- ・本事業に伴う工事中の雨水排水は、雨水調整池に集水後、工業用水として再利用するため、場外への排水は行わない。

エ 土壤汚染対策

- ・土壤汚染のおそれがある箇所については、本事業の工事中において土地の造成、掘削や搬出は行わない。

オ 交通安全対策

- ・工事関係車両が集中しないよう、走行ルートの分散、工程管理による平準化など運行管理を徹底する。
- ・計画地周辺及び工事用車両ルートとなる全ての道路に対して工事車両の駐停車を禁止する。駐車待機については、長沢浄水場内の駐車可能エリアを基本とする。
- ・通学ルートが隣接することから、地域交通が混み合う時間帯に資材運搬車両等が多く通行しないよう交通管理を行う。
- ・工事スケジュール、走行ルート、運行時間帯について、周辺住民等への掲示等によって周知徹底を図る。
- ・工事用の大型車両が長沢浄水場に出入りする出入口には、交通状況に応じて、交通整理員を配置し、歩行者及び一般車両の安全かつ円滑な運行を確保する。
- ・工事関係車両にはステッカー等を掲示するとともに、工事用車両の運転手には急発進・急加速の禁止等について安全教育を実施し、歩行者及び一般車両の安全を確保する。

カ アスベスト対策

- ・事前に対象建造物等にアスベストまたはそれを含有する建材が使用されているかを確認し、適切な処理方法を検討する。
- ・解体作業時において、大気汚染防止法や石綿障害予防規則の他、「川崎市建築物等の解体等作業におけるアスベストの飛散防止ガイドライン」、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」に準拠し適切に除去を行う。
- ・アスベストまたはそれを含有する建材については、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」、「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」に準拠し適切に処理する。

(5) 廃棄物等

ア 産業廃棄物

解体工事中に発生する産業廃棄物はコンクリート塊、鉄材、建設混合廃棄物及び伐採樹木の発生が想定される。また、建設工事中に発生する産業廃棄物は、アスファルト・コンクリート塊及び路盤廃材の発生が想定される。

工事に伴い発生する産業廃棄物は可能な限り再生利用を図り、コンクリート等は再資源化、鉄材は有価物として売却し、それぞれ極力再生利用する。それが困難なものについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく許可を受けた業者に委託して、適性に処理・処分する。

また、現場で仕分けできない廃棄物については混合廃棄物として分別し、可能なものはリサイクルし、その他は中間処理後に最終処分を行う。廃棄物の種類と処理方法を表 1.6-4 に示す。

表 1.6-4 産業廃棄物と処理方法

廃棄物の種類		発生量 (t)		処理方法
		解体	新築	
がれき類	アスファルト・コンクリート塊	約 126.8	約 31.9	路盤材として再利用
	コンクリート塊	約 3,239.5	約 309.5	路盤材として再利用
建設汚泥		約 9.6	約 3.7	路盤材として再利用、造粒固化処理
建設混合廃棄物		約 93.8	約 21.6	中間処理後、一部分別リサイクル、最終処分
建設発生木材		約 25.5	約 9.8	熱利用
廃プラスチック類 (廃塩化ビニル管・継ぎ手を除く)		約 8.0	約 5.1	熱利用、ごみ固形燃料化
紙くず		約 0.2	約 1.1	再利用、一部、溶解処理
金属くず		約 570.0 <small>注</small>	約 7.2	有価物として売却
廃石膏ボード		約 24.7	約 8.2	石膏ボードとして再利用
廃塩化ビニル管・継ぎ手		約 1.3	約 0.7	熱利用、ごみ固形燃料化
合計		約 4,099.4	約 398.9	—

注:解体時に発生する脱水機等の設備関係の金属くずは、他所の事例を参考に専門業者へ依頼した推計値、その他は「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省ホームページ)の建設副産物の原単位(神奈川県、非木造)を使用した推計値である。

イ 建設副産物(建設発生土)

造成に伴う建設発生土は、可能な範囲で覆土材として使用するが、ほとんどを場外搬出し、指定処分地での埋立てに使用する。建設発生土の量を表 1.6-5 に示す。

表 1.6-5 建設発生土

項目	土量 (m ³)
掘削土 (①)	約 17,520
盛 土 (②)	0
建設発生土 (①-②)	約 17,520

注:掘削土の内訳は、約 14,400m³が切土造成に伴い発生する土量、約 3,120m³が管路掘削に伴い発生する土量である。

1.7 既設と新設排水処理棟の比較

本事業では排水処理棟を更新するが、処理能力や処理方式については、変更ない。既設と新設の処理能力等の比較したものを表 1.7-1 に示す。

エネルギー使用量については、省エネルギーに配慮した機材を導入することから、電気使用量を削減する計画とし、ガスについては、全てオール電化とする計画である。

表 1.7-1 既設と新設排水処理棟の処理能力等の比較

項目		既設	新設
排水処理棟	処理能力	590m ³ /日	590m ³ /日
	処理方式	機械脱水方式	機械脱水方式
エネルギー 使用量	電気	約 54 万 kWh/年	約 37 万 kWh/年
	ガス	約 50m ³ /年	—
	建物高さ（実高さ）	約 20m（約 20m）	約 19m（約 19m）
建築面積		約 1,500m ²	約 2,100m ²
法規制値	騒音 昼間（8 時～18 時）	65 デシベル以下	65 デシベル以下
	朝（6 時～8 時） 夕（18 時～23 時）	60 デシベル以下	60 デシベル以下
	夜間（23 時～6 時）	50 デシベル以下	50 デシベル以下
	振動 昼間（8 時～19 時）	65 デシベル以下	65 デシベル以下
	夜間（19 時～8 時）	60 デシベル以下	60 デシベル以下

第2章 環境影響評価の経過

2.1 条例環境影響評価準備書の縦覧期間及び縦覧場所

本事業に係る条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）の縦覧期間及び縦覧場所を表2.1-1に示す。

表2.1-1 条例準備書の縦覧期間及び縦覧場所

縦 覧 期 間	令和7年8月4日（月）から令和7年9月17日（水）まで（45日間）
縦 覧 場 所	<ul style="list-style-type: none">・多摩区役所 10階・多摩区役所 生田出張所 1階・川崎市 環境局環境対策部環境評価課（市役所本庁舎 20階）

2.2 説明会開催日時、場所、参加人数及び周知方法

「川崎市環境影響評価に関する条例」（平成11年12月 条例第48号）第20条第1項の規定に基づき、条例準備書の縦覧期間中に開催した説明会の開催日時、場所、参加人数及び周知方法を、表2.2-1に示す。

表2.2-1 説明会開催日時、場所、参加人数及び周知方法

開 催 回	1回目	2回目
開 催 日 時	令和7年8月22日（金） 19時～20時30分	令和7年8月23日（土） 10時30分～12時
開 催 場 所	川崎市立三田小学校 体育館 当日、猛暑であったため、参加者数を確認した上で、体育館に隣接の、空調設備を有する体育館会議室に参加者を誘導した。	
参 加 人 数	5名	3名
説明会開催の周知方法	「長沢浄水場排水処理施設改良工事に係る条例環境影響評価準備書－説明会開催のご案内－」を関係地域に配布した。	
条例準備書の内容の周知方法	説明会の参加者に対し、説明資料を配布及びプロジェクターに投影し、説明を実施した。	

注：説明会は、「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」に基づく説明会も兼ねて実施した。

2.3 意見書の提出数

電子で提出されたものが6名から14通、郵送で提出されたものが8名から8通、計14名から22通の意見書の提出があった。

第3章 条例準備書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

本章では、条例準備書に対する市民意見等の内容と指定開発行為者の見解を示しており、その記載例は以下に示すとおりである。

「3.1 条例準備書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解」では、市民意見等の内容を項目ごとに分類して掲載し、その意見に対する指定開発行為者の見解を示し、「3.2 意見書全文」にて、提出された意見書全文を掲載した。

なお、本章に掲載した意見書の内容はすべて原文のままである。ただし、川崎市環境評価課にて、個人情報保護の観点から意見書の内容を一部非公開とした箇所に関しては、【個人情報保護の観点により中略】と記載した。

【記載例】

1 ○○○について^{※1}

(1) ○○○について ^{※2}	
条例準備書に対する市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
【意見書 No. ○ (○頁) ^{※3}】 ・○○について対策を講じてほしい。	○○の対策として、○○を検討するとともに、○○に努め、○○に十分配慮いたします。
【意見書 No. ○-○ (○頁) ^{※3}】 ・○○を徹底してほしい。	
【意見書 No. ○-○ (○頁) ^{※3}】 ・○○への不安がある。	

※1：大分類は次のとおりとした。

「1 環境影響評価項目について」：条例準備書に掲載した環境影響評価項目についての意見

「2 その他の事項について」：条例準備書に掲載した環境影響評価項目以外についての意見

※2：小分類は、意見書の内容を項目ごとに分類した項目名を記載した。

※3：意見書全文の掲載頁を記載した。

3.1 条例準備書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

1 環境影響評価項目について

(1) 建設機械の稼働に伴う大気の状況について	
条例準備書に対する市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
<p>【意見書 No. 7-1 (69 頁)】 本意見書はレイディアントシティ向ヶ丘遊園管理組合から提出する意見書一式計 5 通の 4 通目です。</p> <p>2. 工事に伴う環境問題の懸念（概略） <背景および現状の問題点> 前回（2009～2016 年）の大規模工事の期間中に、ベランダや自走式駐車場の屋上屋根なしの駐車場の車両に砂埃が堆積する等の声がありました。 今回も工事期間は 5 年と長期に及ぶため、騒音・振動・粉塵の発生、道路汚染や周辺環境の悪化が強く懸念されています。特に砂埃による洗濯物や住居・車両の汚染は、住民の生活の質を大きく損なうおそれがあります。</p> <p>【意見書 No. 7-2 (69 頁)】 <住民から寄せられた具体的な意見> ・騒音・振動・粉塵の発生が心配であり、十分な対策を講じてほしい（複数意見あり）。</p> <p>【意見書 No. 7-3 (69 頁)】 ・粉塵対策として、水まき・防砂ネット・散気装置の設置などを徹底してほしい（複数意見あり）。</p> <p>【意見書 No. 7-4 (69 頁)】 ・浄水場周辺での砂埃量や風向・風速を常時測定・記録する装置を設置し、工事前から終了後まで監視・公開してほしい。将来的に健康被害や汚損が生じた場合、因果関係が明確になるようにしてほしい。</p> <p>【意見書 No. 7-5 (69 頁)】 ・掘削土砂運搬や工事による道路汚染、洗濯物・車両・バルコニーの汚損を懸念。工事後には清掃を実施してほしい（複数意見あり）。</p> <p>【意見書 No. 7-6 (69 頁)】 ・洗濯物を干せなくなることへの不安がある（複数意見あり）。</p> <p>【意見書 No. 7-8 (69 頁)】 ・排気ガス（アイドリング・渋滞など）対策を徹底してほしい。</p>	<p>【排気ガス（建設機械の稼働）】 排気ガス対策として、工事の実施に当たっては適切な工程管理を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避け、建設機械は可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を使用します。建設機械の不要なアイドリングを行わないよう周知・徹底、建設機械の整備、点検を徹底するよう十分配慮いたします。</p> <p>【粉じん（建設機械の稼働）】 粉じん対策として、解体作業時等には散水を行い、状況に応じ敷鉄板（大型車両・重機の通行のため、地面を養生するもの）にも適宜散水を行います。また、建設発生土の仮置き場等、粉じんの発生源となり得る場所については、必要に応じて防じんシートの設置や散水を行うなど、粉じんの飛散防止に努めるとともに、造成後の法面（斜面）に対しては、仕上面が土となる期間を短くするため、速やかに緑化シートを施工します。工事車両により場外を汚す恐れがある場合は、場内でタイヤの洗浄などを実施し、公共の道路を汚した際には、清掃を実施いたします。</p> <p>なお、砂埃量や風向・風速の測定装置の設置は考えておりませんが、工事中、万が一ご懸念の事項が発生した場合には、長沢浄水場の外周フェンス等に設置する掲示板に記載の連絡先までご連絡をお願いいたします。その日の作業内容、状況を確認させていただき、都度対応策を検討いたします。</p> <p>※本事業の工事においては、土地の造成及び建築物の設置等で資材運搬等を行う大型工事用車両の台数がピーク日において 50 台（片道）未満の計画であるため、環境影響評価項目の選定の目安として示されている川崎市環境影響評価等技術指針に基づき、工事用車両の走行に伴う大気の状況については環境影響評価項目に選定しておりません。工事用車両の走行に伴う大気についてのご意見に対して</p>

(1) 建設機械の稼働に伴う大気の状況について	
条例準備書に対する市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
<p>【意見書 No. 8-1 (70 頁)】 本意見書はレイディアントシティ向ヶ丘遊園管理組合から提出する意見書一式計 5 通の 5 通目です。 <住民から寄せられた具体的な意見（続き）> ・周辺道路の定期清掃を実施してほしい。</p> <p>【意見書 No. 8-9 (70 頁)】 ・前回の工事の影響か、玄関の鍵穴にほこりが詰まって動かなくなり、交換するはめになりました。また同様の事がないようにしてもらいたい。</p> <p>【意見書 No. 10 (71 頁)】 「施工計画の内容」について、準備書 P1-41 に「粉じん対策」の記載がある。 浄水場に隣接する大型マンション（750 戸）では平成 20 年から平成 29 年までの同浄水場工事の時期に、砂埃を原因とする、玄関の鍵の故障、車や洗濯物への被害が複数件発生していたことが判明した。今となっては、当時の工事との因果関係を証明できないため、過去の問題追及は行わないが、次回工事では、真に効果のある十分な対策を実施してほしい。 併せて、砂埃による被害が発生した場合に、工事との因果関係をデータで証明できるように、浄水場の周辺エリア数カ所で、風向風速および砂埃の飛散量を常時監視しすべて保管しておき、またその測定データを常時公開し、周辺住戸に砂埃が飛んだのか否かを住民が常時把握できるようにしてほしい。砂埃の被害が発生した際に、明確な実測データの提示もなく、因果関係が無いという回答を行うことが十分予想されるため、今からしっかりと準備してほしい。 また、被害が発生した場合は、住民が採取した砂埃の成分分析（浄水場内の成分と比較）を水道局の責任で実施し、データで因果関係の有無について証明する体制（連絡先）を設けてほしい。</p> <p>【意見書 No. 21 (76 頁)】 工事中の「振動」「騒音」「粉じん」等から生じる健康と家屋への影響を懸念しております。 また、住民が責任者に問合せた際は、適切に対処していただけますようお願い申し上げます。 その他、詳しくは別紙による要望書を提出いたします。</p> <p>長沢浄水場排水処理施設改良工事について 要望書</p> <p>日々、良質な「水」の保全、供給に深く感謝申し上げます。 令和 8 年着工予定の浄水場内排水施設工事については、民の暮ら</p>	の見解は、「2 その他の事項について (1) 工事用車両の走行等について」(52~55 頁) に記載いたします。

(1) 建設機械の稼働に伴う大気の状況について	
条例準備書に対する市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
<p>しを守る「水」に関わる大切な工事である事は理解をしております。意見書には三田5丁目と浄水場の間の道路(生活道路)の工事車両の通行を控えていただきたい旨お願いをさせていただきましたが、この度の大規模な施設建設の現場は、私の自宅【個人情報保護の観点により中略】近くに位置しております。極めて近い距離【個人情報保護の観点により中略】で大規模な工事が6年間継続します。その為、こちら別紙にて個別となりますが要望書を提出させていただきます。</p> <p>説明会では、予測される騒音等の事前調査結果、粉じん対策、建築工法等について説明をいただきましたが、それでもやはり工事現場が至近ゆえ、振動、騒音、粉じん等で暮らしが損なわれるのではないかと案じ懸念しております。懸念にいたる理由は説明会でも述べた通り、これまでも長沢浄水場場内工事作業の影響から、また大型車両の通行の影響から、日常生活に支障をきたす事象が生じました。その事象に対し住民からの声に適切な対応とは言い難い経緯が有ったからと考えています。(現在は地域にご配慮いただいております)</p> <p>そのようなことから、この度の工事計画や対策は長時間継続する工事ゆえ、想定通りに事が運ぶとは限らず、何かしら暮らしの妨げ(平穏生活権侵害や生活利益の侵害)にあたる事象が生じ得るかもしれません。そのことをとても案じております。それら事象が生じ、その要因が工事の影響と思われた場合は報告をさせていただきます。その際は、状況の確認、検証、改善等のご対応をいただきますようお願い申し上げます。</p>	47~48頁を参照。

(2) 建設機械の稼働に伴う騒音・振動の状況について	
条例準備書に対する市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
<p>【意見書No.7-1(69頁)】</p> <p>本意見書はレイディアントシティ向ヶ丘遊園管理組合から提出する意見書一式計5通の4通目です。</p> <p>2. 工事に伴う環境問題の懸念(概略)</p> <p><背景および現状の問題点></p> <p>前回(2009~2016年)の大規模工事の期間中に、ベランダや自走式駐車場の屋上屋根なしの駐車場の車両に砂埃が堆積する等の声がありました。</p> <p>今回も工事期間は5年と長期に及ぶため、騒音・振動・粉塵の発生、道路汚染や周辺環境の悪化が強く懸念されています。特に砂埃による洗濯物や住居・車両の汚染は、住民の生活の質を大きく損なうおそれがあります。</p> <p>【意見書No.7-2(69頁)】</p> <p><住民から寄せられた具体的な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音・振動・粉塵の発生が心配であり、十分な対策を講じてほしい(複数意見あり)。 	<p>騒音・振動を伴う作業については、関係諸官庁の指導及び騒音規制法・振動規制法などの関係法令を遵守いたします。建設機械は、低騒音・低振動型機械を使用するよう努め、必要以上の騒音・振動を発生させないよう十分配慮いたします。</p> <p>作業時間については、様々なご意見いただいている中、総合的に判断の上、原則午前8時30分から午後5時15分までとし、早朝・夜間工事は行いません。なお、コンクリート打設のように工事の性質上、作業の中止が困難である場合は、作業時間を延長する可能性がありますが、周辺環境に配慮した上で作業を行います。</p> <p>一方、本環境影響評価において、工事中の建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測の結果は規制基準を下回っており、計画地周辺の</p>

(2) 建設機械の稼働に伴う騒音・振動の状況について	
条例準備書に対する市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
<p>【意見書 No. 7-7 (69 頁)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事騒音に加え、既に交通量が多く騒音がひどい環境がさらに悪化することを心配。 <p>【意見書 No. 8-2 (70 頁)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事時間帯は 8:30～16:30 に制限し、早朝・夜間作業は避けてほしい。 <p>【意見書 No. 8-4 (70 頁)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 騒音・振動のモニタリングを定期的に行い、その結果を住民へ情報提供してほしい。 <p>【意見書 No. 21 (76 頁)】</p> <p>工事中の「振動」「騒音」「粉じん」等から生じる健康と家屋への影響を懸念しております。</p> <p>また、住民が責任者に問合せた際は、適切に対応していただけますようお願い申し上げます。</p> <p>その他、詳しくは別紙による要望書を提出いたします。</p> <p>長沢浄水場排水処理施設改良工事について 要望書</p> <p>日々、良質な「水」の保全、供給に深く感謝申し上げます。</p> <p>令和 8 年着工予定の浄水場内排水施設工事については、民の暮らしを守る「水」に関わる大切な工事である事は理解をしております。意見書には三田 5 丁目と浄水場の間の道路(生活道路)の工事車両の通行を控えていただきたい旨お願いをさせていただきましたが、この度の大規模な施設建設の現場は、私の自宅【個人情報保護の観点により中略】近くに位置しております。極めて近い距離【個人情報保護の観点により中略】で大規模な工事が 6 年間継続します。その為、こちら別紙にて個別となりますが要望書を提出させていただきます。</p> <p>説明会では、予測される騒音等の事前調査結果、粉じん対策、建築工法等について説明をいただきましたが、それでもやはり工事現場が至近ゆえ、振動、騒音、粉じん等で暮らしに損なわれるのではないかと案じ懸念しております。懸念にいたる理由は説明会でも述べた通り、これまでも長沢浄水場内工事作業の影響から、また大型車両の通行の影響から、日常生活に支障をきたす事象が生じました。その事象に対し住民からの声に適切な対応とは言い難い経緯が有ったからと考えています。(現在は地域にご配慮いただいております)</p> <p>そのようなことから、この度の工事計画や対策は長時間継続する工事ゆえ、想定通りに事が運ぶとは限らず、何かしら暮らしの妨げ(平穀生活権侵害や生活利益の侵害)にあたる事象が生じ得る</p>	<p>生活環境の保全に支障をきたさない結果となっていることから、現時点では定期的なモニタリング調査の予定はございません。工事中、万が一ご懸念の事項が発生した場合には、長沢浄水場の外周フェンス等に設置する掲示板に記載の連絡先までご連絡をお願いいたします。その日の作業内容、状況を確認させていただき、都度対応策を検討いたします。</p> <p>※本事業の工事においては、土地の造成及び建築物の設置等で資材運搬等を行う大型工事用車両の台数がピーク日において 50 台 (片道) 未満の計画であるため、環境影響評価項目の選定の目安として示されている川崎市環境影響評価等技術指針に基づき、工事用車両の走行に伴う騒音・振動の状況については環境影響評価項目に選定しておりません。工事用車両の走行に伴う騒音・振動についてのご意見に対しての見解は、「2 その他の事項について (1) 工事用車両の走行等について」(52～55 頁) に記載いたします。</p>

(2) 建設機械の稼働に伴う騒音・振動の状況について	
条例準備書に対する市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
かもしれません。そのことをとても案じております。それら事象が生じ、その要因が工事の影響と思われた場合は報告をさせていただきます。その際は、状況の確認、検証、改善等のご対応をいただきますようお願い申し上げます。	49～50頁を参照。

(3) 廃棄物について	
条例準備書に対する市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
<p>【意見書 No. 17-4 (75 頁)】 廃棄物などの危険も不安となる。</p>	特別管理廃棄物（爆発性・毒性・感染性などから人の健康や生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を持つ廃棄物）として、既存建物の建設資材の一部にアスベストが使用されている可能性が考えられます。既存建物の解体及び運搬に当たっては、事前に対象建築物等にアスベストまたはそれを含有する建材が使用されているかを確認するとともに、大気汚染防止法や石綿障害予防規則の他、川崎市のガイドライン等を遵守し適切に撤去・運搬し、環境省のマニュアル等に準拠し適切に処分いたします。

2 その他の事項について

(1) 工事用車両の走行等について	
条例準備書に対する市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
<p>【意見書 No. 1-1 (64 頁)】</p> <p>○工事用車両走行ルートについて、要約書 1-4 2 「オ 交通安全対策」で必要とする措置を計画し、図 1.6-1 の走行ルートを示しているが、浄水場通りへのルートとして緑色で示されるレイディアントシティ (RCM) 脇の道路の浄水場通り出入りの T 字路には信号機がなく、車両が浄水場通りに出る際、とりわけ「右折（東名高速方面）」時は混雑を誘発している。RCM住民等の車両出入口は当該 T 字路に隣接しており、本件工事車両にあっては、例えば「右折車両は東京都水道局南側（オレンジルート）」の走行を徹底するなど、渋滞緩和のための運行計画を立ててもらいたい。</p>	<p>【工事用車両の走行に伴う環境影響評価項目の選定について】</p> <p>本事業の工事においては、土地の造成及び建築物の設置等で資材運搬等を行う大型工事用車両の台数がピーク日において 50 台（片道）未満の計画であるため、環境影響評価項目の選定の目安として示されている川崎市環境影響評価等技術指針に基づき、工事用車両の走行に伴う影響については環境影響評価項目に選定いたしませんでした。</p> <p>さらに、以下にお示しするような対策を講じることで、周辺への影響は可能な限り回避・低減できるものと考えております。</p>
<p>【意見書 No. 1-2 (64 頁)】</p> <p>○また、本件施設整備にあたり川崎市は多摩警察と連携をとり、当該信号未設置の T 字路への信号設置について検討を進めてもらいたい。</p>	<p>【工事用車両の走行に伴う排気ガス・粉じん・騒音・振動に対する対策について】</p> <p>車両の運行にあたっては、条例準備書 41 頁に記載の環境保全対策を徹底するとともに、工事用車両により場外を汚す恐れがある場合は、場内でタイヤの洗浄などを実施し、公共の道路を汚した際には、清掃を実施いたします。また、浄水場内で待機スペースを確保し、無線等の連絡により搬入・搬出のタイミングの調整を図り、待機車両を発生させない運行計画を策定いたします。さらに、制限速度の遵守及び近隣道路上での待機・停車、不要なアイドリングを行わないよう運転手への周知・教育の徹底を図ります。</p>
<p>【意見書 No. 2 (64 頁)】</p> <p>長沢浄水場排水処理施設改良工事に係る条例環境影響評価に関する説明会を拝聴致しました。</p> <p>当該工事現場における環境影響評価は実施されておりますが、当該工事現場に出入りする工事車両が周辺環境に与える、排ガス・騒音振動・交通渋滞および事故リスクに関する評価が行われております。</p> <p>当該条例では【工事現場だけ】の環境影響評価が行われていますが、工事計画立案および工事実施の際は、工事現場に出入りする工事車両が与える周辺環境への考慮と、それを最小化する工事計画の立案遂行をお願い致します。</p> <p>【具体的懸念事項 j】東京都長沢浄水場とレイディアントシティ向ヶ丘遊園フランス街区建屋の道路（長沢浄水場東門に直結する道路）が工事車両ルートの一つに規定されています。当該道路と浄水場通り（県道横浜生田線）との交差点は信号機による交通制御が行われておらず、現状においても特に当該道路から右折する場合は浄水場通り走行車両のタイミングを図る必要があります右折に時間が掛かります。今後 5 年間の工事によって当該道路を工事車両が多数走行することによる渋滞多発、それに伴う排ガス・騒音振動や、交通事故発生リスクの増加を恐れております。工事現場自体の環境影響評価だけでなく、周辺地域における工事車両が引き起こす環境影響もご検討・ご配慮を頂きたく、お願い申し上げます。</p>	<p>【工事用車両の走行ルートについて】</p> <p>大型工事用車両の主な走行ルートについては、条例準備書に記載のとおり、大型車両通行規制のない生田大橋方面から三田 1 号線、長沢線、三田 19 号線、三田 23 号線、長沢 1 号線を経由して入場するルート（条例準備書 40 頁に示した青色のルート）及び横浜生田線から三田 24 号線、三田 23 号線、長沢 1 号線を経由し長沢浄水場へ入場するルート（条例準備書 40 頁に示した緑色のルート）を検討しておりましたが、両ルート共に、一部見通しが悪い又は狭隘な区間がある、通学路に利用されており安全面で懸念がある等のご意見がありました。工事用車両の走行ルートについ</p>
<p>【意見書 No. 3 (65 頁)】</p> <p>レイディアントシティ向ヶ丘遊園に居住しています。住民説明会</p>	

(1) 工事用車両の走行等について	
条例準備書に対する市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
<p>でも申し上げたように、工事の計画は、マンションが建つ前の基準（松下の施設）を基に計画されているとしか思えません。松下の時は、居住している人が居なかつたので、工事車両の通行はさほど気にならなかったと思うのですが、今は3000人が住むマンションです。その前の生活道路をどうして工事車両が通る必要があるのでしょうか。現在の長沢浄水場内のフットサル場を潰して、現場に直接行ける道を浄水場内に作れば、正門のみの通行でいけるのではないかでしょうか。そういう自分たちの努力もせずに、住民に負担のみを押し付けるのはいかがなものかと思います。住民の住環境をないがしろにして、外国人の娯楽を優先しさせるのかと。正門を通ると、その傍の住民もいらっしゃるので、その方々に負担がかかるというのも理解できます。が、人通りの多さと車両の通行量を考えると、致し方ない部分は多いと思います。先日の住民説明会では、浄水場内の工事は今回だけというわけではなく、何年かに一度は大きな工事をすると聞いております。今後のためにも浄水場内の道路の整備は必要なではないでしょうか。ですので、マンション前の工事車両の通行禁止、景観と住環境の静寂を害しているフットサル場を撤退し、浄水場内の道路工事をして直接正門から、工事車両が現場に行くルートを確保することを断固として望みます。</p> <p>【意見書No.4, 5-1 (66頁)】 本意見書はレイディアントシティ向ヶ丘遊園管理組合から提出する意見書一式計5通の1通目です。</p> <p><作成経緯> 本意見書は、以下の手順に基づき、住民の意見を幅広く反映したうえで作成されたものです。 管理組合より、マンション居住者全員に対しアンケートを実施し、浄水場大規模工事による生活への影響に関する意見・要望を収集しました。 アンケート結果を整理・分析のうえ、理事会にて要点を整理し、令和7年9月15日に団地理事事間で、意見書案の作成と提出の承認（決議）を得ました。 本意見書は、その理事会決議に基づき作成・提出するものです。</p> <p>1. 大型車両の通行に伴う懸念（概略） 今回以降は工事車両、大型車両通行は東京浄水場南側の道路を使用して東門ではなく南側正門からの搬入搬出を徹底することを強く要望します。</p> <p><背景および現状の問題点> 前回（2009～2016年）の大規模工事では、当マンションと東京都浄水場との間の道路に大型トラックが入場待ちをすることで交通障害が多発し、住民から多摩警察署への苦情の申し立てもありました。東門に面するT字路は信号が無く見通しも悪い危険性が高い交差点で、過去には危険回避のため浄水場側の費用負担でミ</p>	<p>て様々なご意見を頂いておりますが、可能な限り安全面を考慮し、通学路の走行を極力避けることができるよう、横浜生田線から菅生221号線及び長沢1号線を経由し長沢浄水場へ入場するルート（条例準備書40頁に示したオレンジ色のルート）及び横浜生田線から三田24号線を経由し直進で長沢浄水場東門へ入場するルートを使用する方針で今後検討いたします。</p> <p>ただし、これらのルートについては横浜生田線からの進入に関して大型車両通行規制のある道路のため、今後の警察との協議の上決定することとなります。</p> <p>本工事におきまして、大型工事用車両を全く用いることなく本工事を完遂することは非常に困難なため、以下にお示しする対策を講じ、可能な限り周辺への影響に配慮いたします。</p> <p>なお、小型工事用車両の主な走行ルートについては、準備書40頁に記載とおり、横浜生田線から菅生221号線及び長沢1号線を経由し長沢浄水場へ入場するルート（オレンジ色のルート）及び多摩11号線、長沢47号線、長沢1号線のルートを経由し長沢浄水場へ入場するルート（紫色のルート）を計画しております。</p> <p>【入退場の時間帯について】 大型工事用車両については、「浄水場の車両通行門を早朝より開放する」、「工事関係車両の運行時間は通勤通学時間帯を避けてほしい」等のご意見がありました。このようなご意見を踏まえ、朝・夕の混雑する時間帯では可能な限り台数を調整するなど、工事計画を策定いたします。なお、一部の大型工事用車両については、警察より通行を許可される時間帯が夜間となる場合があり得ます。</p> <p>【工事用車両等による渋滞・交通事故のリスクに対する対策について】 工事用車両等による渋滞のリスクについては、工事用車両の通行ルートを複数設け分散させる・浄水場内に待機スペースを確保し、無線連絡等により搬出入のタイミングの調整</p>

(1) 工事用車両の走行等について	
条例準備書に対する市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
<p>ラーを設置いただいた経緯もあります。また、浄水場通りとの T 字路も信号がないため、浄水場通りに出る際の左右折待ち(特に右折待ち)、あるいは浄水場通りから入る際の右折待ちで渋滞が発生しやすい状況です。</p> <p>それにもかかわらず、今回の工事で再び同じ道路を 5 年間にわたり大型車両の通行路とすることは、渋滞・騒音・排ガス、幼稚園バスや配送車との混雑など、生活に直結する影響が予想され、この計画には強い疑問と不安を抱いています。</p> <p>かつてこの場所が松下技研の研究所でテニスコートがあった頃は周辺に住民はいませんでしたが、現在は 750 世帯(約 3,000 人)が暮らす生活の場と変化しています。当マンション南側道路は 750 世帯の主要な車出入口となっており、上記の二つの T 字路付近に入り口がある構造です。住民車両・配送車等が頻繁に利用するほか、児童の通学路でもあり、住民の安全と生活環境に重大な支障をきたします。</p> <p>本意見書はレイディアントシティ向ヶ丘遊園管理組合から提出する意見書一式計 5 通の 2 通目です。</p> <p><背景および現状の問題点(続き)></p> <p>今後も長期的には水道局の設備は老朽化や技術の進歩に伴って工事が繰り返されることが予想されます。そのたびに「大型車両は東門しか入れない」という状況が続くのは近隣環境変化に対応されておらず重大な問題であり、南側正門を使用する根本的な対策が必要です。その現状を十分に配慮いただきたいと考えます。</p>	<p>を行う等の対応を図り、周辺への影響に配慮いたします。なお、ピーク日における大型工事用車両の台数が 50 台未満となります。</p> <p>また、工事用車両の走行時の安全対策として、走行ルートは、「【工事用車両の走行ルートについて】」でお示ししたとおり、極力通学路を避けるよう改めて検討するとともに、入退場する出入口に必要に応じて交通整理員を配置し、安全を確保するよう対策をいたします。特に、今後の検討により東門から入退場するルートを使用することとなった場合は、三田 24 号線と三田 23 号線との信号のない丁字路交差点において、運転手から視認しづらい三田 23 号線を北方向から走行してくる車両には特に注意した上で入退場させることをいたします。さらに、制限速度の遵守及び近隣道路上での待機・停車が無いよう、運転手への教育の徹底を図ります。</p> <p>【浄水場敷地内の整備及び信号機の設置について】</p> <p>グラウンドについては、浄水場内の余剰地を有効活用するため、学校法人に用地の貸付を行っております。この貸付契約は、複数年の契約となるため、契約途中での利用中止は難しい状況でございます。</p> <p>また、浄水場内に新たに仮設道路を設置することは、浄水場内の各種施設や設備について移設等の調整・検討に多くの時間を要することから本工事内で実施するのは難しい状況ですが、今後大規模な工事がある際は、浄水場内に仮設道路を作る等、改善策の検討を進めてまいります。</p> <p>なお、東門の使用については、浄水場が大規模な施設であることから、本工事車両だけでなく様々な車両の入退場があるため、長沢浄水場の動線の一つとして今後も使用を検討いたしますこと、何卒ご理解頂けますようお願い申し上げます。</p> <p>また、信号設置のご要望については、頂いたご意見を所管である多摩警察署に報告いたしましたが、多摩警察署交通総務課より「信号設置の要望については、川崎市を介さず直接多摩警察署に伝えて欲しい」と伺っております。</p>
<p>【意見書 No. 5-2 (67 頁)】</p> <p><住民から寄せられた具体的な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事車両をマンション前に停車させないこと(複数意見あり) 	
<p>【意見書 No. 5-3 (67 頁)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事関係車両の運行時間を制限してほしい(朝夕の通勤時間帯を避ける等) 	
<p>【意見書 No. 5-4 (67 頁)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設信号機や交通誘導員を配置して安全を確保してほしい 	
<p>【意見書 No. 5-5 (67 頁)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄水場内のサッカー場を利用中止して仮設道路を作るなど、工事初日からは無理にしても、数年間の工事期間内に改善を図る姿勢を見せてほしい。 	
<p>【意見書 No. 5-7 (67 頁)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レイディアントシティ向ヶ丘遊園南側道路は 3,000 人の住民・750 台の車両の主要出入口であり、信号も無いため渋滞や危険な 	

(1) 工事用車両の走行等について	
条例準備書に対する市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
状況が予見される。 【意見書 No. 5-8 (67 頁)】 ・フランス街区・イタリア街区の出入口道路は、普段から路上駐車や配送車・送迎車両で混雑しており、さらに工事車両が加わると通行困難になる恐れがある。できる限り通行を避けてほしい。	ますので、市民の方からお伝えいただきたいと存じます。
【意見書 No. 5-9 (67 頁)】 ・南側道路東西 T 字路は、送迎バス・配送車両の一時停車や車線はみ出しによる渋滞が日常的に発生している。西側 T 字路から右折する坂ルートは学童通学路にあたり、子どもの安全が強く懸念される。	
【意見書 No. 5-10 (67 頁)】 ・大型車両は南側道路ではなく、信号・横断歩道が整備された浄水場南側正門ルートを使用すべきである（複数意見あり）。	
【意見書 No. 5-11 (67 頁)】 ・14m 超の大型車両が頻繁に往来することは極力避けてほしい。	
【意見書 No. 5-12 (67 頁)】 ・大型トラックの通行時間帯は午前 10 時～午後 3 時など、通勤・通学や生活時間帯を避けて設定してほしい。	
【意見書 No. 5-13 (67 頁)】 ・工事関係車両の運行時間は、朝夕の通勤通学時間帯を避けるなど制限を設けてほしい。	
【意見書 No. 5-14 (67 頁)】 ・待機車両（アイドリング）の発生を防ぐため、浄水場用地や周辺駐車場を借りるなど待機場を確保してほしい。	
【意見書 No. 6-1 (68 頁)】 本意見書はレイディアントシティ向ヶ丘遊園管理組合から提出する意見書一式計 5 通の 3 通目です。 <住民から寄せられた具体的な意見（続き）> ・浄水場工事車両向けの開門を早朝に繰り上げ、路上待機が生じないよう徹底してほしい。	
【意見書 No. 6-2 (68 頁)】 ・出入口・交差点、特に浄水通り交差点やマンション前 T 字路には交通誘導員を常時配置し、右折禁止など具体的な規制を徹底してほしい（複数意見あり）。	

(1) 工事用車両の走行等について	
条例準備書に対する市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
<p>【意見書 No. 6-3 (68 頁)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通行ルートと通学路が重なる場合には必ず立哨誘導員を配置してほしい。 <p>【意見書 No. 6-5 (68 頁)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型車を使用しない工法や、浄水場内の仮設道路設置を検討してほしい。 <p>【意見書 No. 6-6 (68 頁)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事期間だけでも東門の杭を撤去し、南側から東門を利用可能とするルートを検討してほしい。 <p>【意見書 No. 6-9 (68 頁)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フランス街区南側道路はごみ収集車の通行路でもあり、そこに工事車両の通行が重なることで、渋滞悪化につながる。工事車両は都浄水場南側の、信号のあるルートを通行してほしい。 <p>【意見書 No. 6-10 (68 頁)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事車両通行禁止区域（フランス街区南側の大型車通行禁止）を遵守させてほしい。 	52～55 頁参照。
<p>【意見書 No. 7-5 (69 頁)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掘削土砂運搬や工事による道路汚染、洗濯物・車両・バルコニーの汚損を懸念。工事后には清掃を実施してほしい（複数意見あり）。 <p>【意見書 No. 7-6 (69 頁)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗濯物を干せなくなることへの不安がある（複数意見あり）。 <p>【意見書 No. 7-7 (69 頁)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事騒音に加え、既に交通量が多く騒音がひどい環境がさらに悪化することを心配。 <p>【意見書 No. 7-8 (69 頁)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排気ガス（アイドリング・渋滞など）対策を徹底してほしい。 <p>【意見書 No. 7-9 (69 頁)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車違反車両や待機車両による交通障害・粉塵発生を防ぐため、警備員の配置や取り締まりを徹底してほしい。 <p>【意見書 No. 8-1 (70 頁)】 本意見書はレイディアントシティ向ヶ丘遊園管理組合から提出する意見書一式計 5 通の 5 通目です。 <住民から寄せられた具体的な意見（続き）></p>	

(1) 工事用車両の走行等について	
条例準備書に対する市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
<ul style="list-style-type: none"> 周辺道路の定期清掃を実施してほしい。 <p>【意見書 No. 8-3 (70 頁)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通整理員や仮設信号機を配置し、安全を確保してほしい（複数意見あり）。 <p>【意見書 No. 11 (71 頁)】</p> <p>「施工計画の内容」について、準備書 P1-40 に工事用車両の走行ルートの記載がある。</p> <p>大型車両の走行ルートとして、緑色の線で示すルートは、大型車両が走行するにふさわしくないルートであるため、大型車両走行禁止を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大型マンション(750 戸)と東京都浄水場との間の道路は、750世帯の車が出入りする重要な生活道路である。ここに大型車両が通行すると、マンションからの出入りに支障を来し、また、この道路は両端に信号がないため、交通障害が容易に発生する。また、この道路の両端は近年実際に事故が発生している場所である。また、普段より宅配業者や送り迎えのバス、引越し業者が路上駐車しており大型車両が途中で通行できず、道路を塞いでしまいかねない。 東京都浄水場と長沢浄水場の間の道路は、歩道がない。また一般車両が歩行者がいても減速せずに通行している。ここに大型車両が通ると、大型車両をよけた車が歩行者と接触するなど、非常に危険な状況となり、歩行者は怖くて通行することが出来ない。 <p>【意見書 No. 12 (72 頁)】</p> <p>「施工計画の内容」について、準備書 P1-40 に工事用車両の走行ルートの記載がある。</p> <p>大型車両の通行規制のある道路を、影響を考えず警察の許可を取るだけで、無理やり工事利用しようと しており、ルートの見直しを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大型車両は、浄水場の北側の道路 (OK ストア生田店の前を通る道路) のみを使うべきである。ここは小田急の路線バスも通る道路であり、大型車両が走行可能である。浄水場の北側に新たに大型車両用の入場口を設置すれば、道路から直線で浄水場内に入ることが出来る。大型車両が通れない道路に無理やり通そうとするのではなく、通れる道路を活用する策を考えてほしい。今回は第三種の工事で、環境アセスメントが実施されるが、より小規模な工事では 事前に住民への説明もなく、勝手に生活道路を大型車両が通行しているのが現状である。大型車両は「大型車両が通行可能な道路」のみを利用するよう恒久的ルートを決め、大小様々な工事において、そのルートのみを使用するよう、長期的視点を持って、本工事序盤で走行ルート開発を行ってほしい。 	52～55 頁参照。

(1) 工事用車両の走行等について	
条例準備書に対する市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
<p>【意見書 No. 13-1 (73 頁)】 「施工計画の内容」について、準備書 P1-40 に工事用車両の走行ルートの記載がある。 平成 20 年の工事の際に、大型マンション（750 戸）と東京都の浄水場の間の道路及び、東京都の浄水場と長沢浄水場の間の道路に、朝早く到着した大型車両が入場待機で路上駐車する迷惑行為が頻繁に発生した。 また、周辺の根岸陸橋付近にも大型車両が待機するという迷惑行為があつた。 トラックのドライバーは、どんなに注意しようと、到着時間厳守及び渋滞等を考慮して、必ず規定時刻より早く到着する。指導するだけでは何の解決にもならない。 今回の工事では浄水場近辺や約 2km 圏内において、待機車両が一切発生しないような現実的な対策を望む。</p> <p>【意見書 No. 13-2 (73 頁)】 ①浄水場の車両通行門を早朝（6 時）より開放し、早く到着した車両は全て場内で待機できる環境を作る。</p> <p>【意見書 No. 13-3 (73 頁)】 ②浄水場内に大型車両 20～30 台を駐車可能なスペースを用意し待機場所とする。 その場所として浄水場内のサッカーグラウンドを利用する。また、このグラウンドは南門からの入出場車両の構内移動用通路としても利用する。</p> <p>【意見書 No. 13-8 (73 頁)】 ⑦事業者が責任をもって、近辺や約 2km 圏内を定期的に路上駐車がないかパトロールする。</p> <p>【意見書 No. 14 (74 頁)】 当工事では、自分が居住するマンションの前の道路を大型車が通行します。資料（01_第 1 章_指定開発行為の概要/P36 ほか）によれば、大型車は最大で 1 日 42 台、工事の前半 27 ヶ月で月平均 20 台近くが通行します。該当する道路は、当マンションにある 750 台の車の唯一の出口が合流する道で、約 3000 人の住民の小中学生・高校生も出入りします。 この道路は浄水場通りと T 字路になっていますが、信号がありません。マンションからの車の出入口にも、どこにも信号はありません。このような場所に、大型車が一日何十台も通るのは安全上に非常に不安があります。また、以前の工事のときには大型車が開門待機する事態があり、車を出す際に往来の妨げになることがありました。 このような懸念から、参加した説明会では「大型車を含む工事車</p>	52～55 頁参照。

(1) 工事用車両の走行等について	
条例準備書に対する市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
<p>両は信号のあるシーボン坂上の信号を曲がって正門（南側）から入るようにしてほしい」とお願いしたのですが、「正門から入ると中の道路が狭く工事現場に行けない」「大型車が通行できるよう内部道路を整備するとなると、配管などに配慮する必要があり、高額の工事費用がかからってしまう」という回答をされました。しかし、道路拡張のシミュレーションをしたり、見積もりを取りなどはしたことないようでした。</p> <p>Google Mapなどの衛星画像で見ると、正門や西側の門の入口は隅が切ってありスカートのように広がっていて、大型車の出入りに適した設計になっています。実際に現地も見ましたが、想像よりもかなり広い幅がありました。また、こちら側の道路は丘の縁にあるため、隣接する住宅が殆どありません。しかし、こちらからでは今回工事する北東側の窪地部分には大型車が行けないとというのです。</p> <p>したがって、750台の車の出入口になっていて、信号もない道路が、唯一の大型車のアクセス路になるため「当マンションの住民の皆さんには辛抱してください」というわけです。</p> <p>そもそも、大型車が入れる設計の南側の門から大型車が北側にアクセスできないという構造的な欠点を、周辺住民に我慢を押し付けるという形でリスクも負わせるというのはおかしな話です。それは騒音対策に防音壁の予算を考えていないのと全く同じです。別途予算を計上しても、内部に大型車が通行できるような道路を整備してください。サッカー場を作つて貸し出すことよりも重要なことだと思います。</p>	52～55頁参照。

【意見書 No. 15 (74 頁)】

三田 5 丁目生活道路に大型車両がひんぱんに行き来するのを控えて欲しい。小・中生の通学路であるので安全面でも心配です。

【意見書 No. 16 (75 頁)】

浄水場と三田 5 丁目の間の道路は幼稚園、小学校、中学校の通学路でもあり、道幅が狭い割には交通量もとても多いので、大型車両の通交はやめて頂ければと思います。

【意見書 No. 17-1 (75 頁)】

- ・子供たちの通学の安全を守る

【意見書 No. 17-2 (75 頁)】

- ・トラック一台でも大きな振動や音が響く

【意見書 No. 18 (75 頁)】

工事車両運搬ルートにおいて、

- ・三田小学校、生田中学校の通学路である。
- ・西三田幼稚園に登園する子供がいる。

(1) 工事用車両の走行等について	
条例準備書に対する市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
<p>・坂の下の所ではトラックなどが走行する際、今でも騒音がする。</p> <p>以上のことから子供達の安全を第一に考え運搬ルートの変更を検討していただきたいです。</p> <p>【意見書 No. 19 (75 頁)】 浄水場と三田 5 丁目の間の道路ですが、大型車両の通行、はやめて欲しい。</p> <p>【意見書 No. 20 (75 頁)】 浄水場と三田 5 丁目の間の道路は、カーブもあり、交通量も多いので大型車両の通行は危険なので反対です。</p> <p>【意見書 No. 21 (76 頁)】 工事中の「振動」「騒音」「粉じん」等から生じる健康と家屋への影響を懸念しております。 また、住民が責任者に問合せた際は、適切に対処していただけますようお願い申し上げます。 その他、詳しくは別紙による要望書を提出いたします。</p> <p>長沢浄水場排水処理施設改良工事について 要望書</p> <p>日々、良質な「水」の保全、供給に深く感謝申し上げます。 令和 8 年着工予定の浄水場内排水施設工事については、民の暮らしを守る「水」に関わる大切な工事である事は理解をしております。意見書には三田 5 丁目と浄水場の間の道路(生活道路)の工事車両の通行を控えていただきたい旨お願いをさせていただきましたが、この度の大規模な施設建設の現場は、私の自宅【個人情報保護の観点により中略】近くに位置しております。極めて近い距離【個人情報保護の観点により中略】で大規模な工事が 6 年間継続します。その為、こちら別紙にて個別となりますが要望書を提出させていただきます。</p> <p>説明会では、予測される騒音等の事前調査結果、粉じん対策、建築工法等について説明をいただきましたが、それでもやはり工事現場が至近ゆえ、振動、騒音、粉じん等で暮らしが損なわれるのではないかと案じ懸念しております。懸念にいたる理由は説明会でも述べた通り、これまでも長沢浄水場場内工事作業の影響から、また大型車両の通行の影響から、日常生活に支障をきたす事象が生じました。その事象に対し住民からの声に適切な対応とは言い難い経緯が有ったからと考えています。(現在は地域にご配慮いただいております)</p> <p>そのようなことから、この度の工事計画や対策は長時間継続する工事ゆえ、想定通りに事が運ぶとは限らず、何かしら暮らしの妨</p>	52～55 頁参照。

(1) 工事用車両の走行等について		
条例準備書に対する市民意見等の概要	指定開発行為者の見解	
<p>げ(平穏生活権侵害や生活利益の侵害)にあたる事象が生じ得るかもしれません。そのことをとても案じております。それら事象が生じ、その要因が工事の影響と思われた場合は報告をさせていただきます。その際は、状況の確認、検証、改善等のご対応をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>【意見書 No. 22 (77 頁)】 「三田 5 丁目と長沢浄水場の間の道路」は近隣住民が日常的に利用しています。また対象の道路にはセンターラインがなく、歩道は片側のみ、ガードレールも少ない為、車両と人、住宅が極めて近い距離にあります。その為、大型車両の通行には様々な危険や支障を伴います。</p> <p>◆三田 5 丁目生活道路の利用目的◆ 小中学校の指定通学路、通勤や買い物への日常利用、ベビーカーでの移動、園児を自転車に乗せた送迎、お年寄りの電動イスでの移動 等</p> <p>◆道路近隣の家屋への影響◆ 通過時の振動、通過時の騒音、砂埃の発生、有害物質含む排気ガスの発生</p> <p>以上のことから大型車両は、浄水場脇の幹線道路（バス通り）を利用して頂きたく存じます。幹線道路のような道幅の広い 2 車線道路は、大型車両が円滑に通行可能。また、車両と人の安全の確保、有害物質を含む排気ガスの清浄の役割を担う街路樹もあり、管理体制も整っています。</p>		
		52～55 頁参照。

(2) 道路の補修について		
条例準備書に対する市民意見等の概要	指定開発行為者の見解	
<p>【意見書 No. 6-4 (68 頁)】 ・道路の損傷が生じた場合は迅速に補修・補償してほしい。</p> <p>【意見書 No. 17-3 (75 頁)】 ・道路のいたみも見られることがある</p>		
		本工事の工事用車両の走行により、公共の道路を損傷させた際には、所轄関係各所と協議の上、速やかに補修を実施いたします。

(3) 工事期間中の情報公開、連絡先等について		
条例準備書に対する市民意見等の概要	指定開発行為者の見解	
<p>【意見書 No. 5-6 (67 頁)】 ・基礎工事で打ち込む杭を運ぶために長尺の大型車が通行することになりますが、杭の総数、可積載本数、工事日程など、を定期的に書面にて報告してほしい</p>		<p>【工事期間中の情報公開について】 長沢浄水場の外周フェンス等に掲示板を設置し、月一回程度、工事工程表等で情報を提供いたします。</p> <p>また、工事の進捗については、ホームペー</p>

(3) 工事期間中の情報公開、連絡先等について	
条例準備書に対する市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
<p>【意見書 No. 6-7 (68 頁)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎杭輸送など長尺車両の通行に関しては、杭の本数・日程等を都度住民に情報提供してほしい。 <p>【意見書 No. 8-5 (70 頁)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の進捗・予定・影響について、定期的にホームページや資料で公開してほしい。 <p>【意見書 No. 8-6 (70 頁)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民向けの現場直通連絡窓口（電話番号等）を開設し、迅速に対応できる体制を整えてほしい。 <p>【意見書 No. 8-8 (70 頁)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事中に約束事が守られなかつた場合の対応（工事中断・説明会開催等）をあらかじめ明確にしてほしい。 <p>【意見書 No. 13-4 (73 頁)】</p> <p>③工事車両は長沢浄水場の工事車両であるという事が一目でわかるよう、大きな掲示を車両に施し、苦情申し入れの連絡先電話番号を記載する。 発見者が即連絡できるように配慮する事。</p> <p>【意見書 No. 13-5 (73 頁)】</p> <p>④路上待機があった場合の通報先を明確にする。連絡しても通じないとなならない様に、早朝から通じるようにすること。 路上待機の通報があった場合は、数分内に人員を現場に派遣し解消に向けて対処すること。</p>	<p>ジで公開していく予定です。</p> <p>【工事期間中の連絡先について】</p> <p>工事期間中の連絡先については、予め工事着手前に近隣の皆様に周知いたします。また、工事期間中、長沢浄水場の外周フェンス等に設置する掲示板に掲示いたします。工事期間中のご意見、ご要望、万が一ご懸念の事項が発生した場合には、状況を確認させていただき、都度対応策を検討いたします。</p> <p>また、本工事の大型工事用車両には、本工事の関係車両であることを明示するとともに、ご近隣の皆様にご迷惑をおかけすることがないよう、本工事に関わる車両の運転手には、交通ルール遵守徹底を継続的に指導・教育してまいります。</p>
<p>【意見書 No. 13-6 (73 頁)】</p> <p>⑤事前に指導を受けたにもかかわらず、路上待機等の違反行為を通報された良識のないドライバーは、以降本工事から外すこと。それら罰則を明確に定めて、そのルールを公表する事。</p> <p>【意見書 No. 13-7 (73 頁)】</p> <p>⑥違反行為があった場合は、問題事項と処分内容を即情報公開すること。路上待機に限らず、本工事で周辺への迷惑行為があつた事実を隠さずに公開すること。</p>	

(4) 工事関係者のマナーについて	
条例準備書に対する市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
<p>【意見書 No. 8-7 (70 頁)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事業者や作業員のマナー（ポイ捨て、路上喫煙、不法侵入など）対策を徹底してほしい。 <p>【意見書 No. 13-6 (73 頁)】</p> <p>⑤事前に指導を受けたにもかかわらず、路上待機等の違反行為を通報された良識のないドライバーは、以降本工事から外すこと。それら罰則を明確に定めて、そのルールを公表する事。</p> <p>【意見書 No. 13-7 (73 頁)】</p> <p>⑥違反行為があつた場合は、問題事項と処分内容を即情報公開すること。路上待機に限らず、本工事で周辺への迷惑行為があつた事実を隠さずに公開すること。</p>	<p>通勤中のごみ・吸い殻のポイ捨て・路上喫煙・私有地への意図しない立ち入りなどのマナーに関しては、新規入場者教育、朝礼などにより、ご近隣の皆様にご迷惑がかからないよう、工事関係者へ周知・徹底を図ります。</p> <p>また、本工事に関わる工事用車両の運転手に対しては、安全運転教育を実施し、違反行為の無いよう周知・徹底を図ります。</p> <p>なお、人身事故を伴う公衆災害等が発生した場合は、川崎市の規定に基づき、公表いたします。</p>

(5) 工事実施日について	
条例準備書に対する市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
<p>【意見書 No. 9 (70 頁)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「施工計画の内容」について、準備書 P1-34 に「原則として土日、祝日及び夜間作業は行わない」と記載されているが、住民説明会では「日、祝日及び夜間作業は行わない」と土曜日に作業を行わないという記載が消えている。土日、祝日は、浄水場に隣接する大型マンション（750戸）から多くの車や人が出入りする。土日祝日にマンション近辺を大型車両が通行すると、交通に支障を来す。また、近辺は見通しが悪く事故が発生しやすい場所であり、人身事故発生の可能性が高まる。作業日数が不足するのであれば、工期を延伸して「土曜日」の作業を禁じ、周辺の交通環境と安全に留意した工事を実施してほしい。もしくは、土日祝日に作業を行う場合は、工事車両の出入りを禁止とし、周辺の交通環境へ一切影響を与えない様に浄水場構内だけで作業が出来るよう計画・準備してほしい。 	<p>条例準備書に記載のとおり、原則土日、祝日及び夜間作業は行いません。</p> <p>なお、天候不順等により作業工程を変更せざるを得ない場合は、平日以外に作業を行う可能性があります。</p> <p>また、コンクリート打設のように工事の性質上、作業の中止が困難である場合は、作業時間を延長する可能性があります。</p> <p>どちらの場合も、周辺環境に配慮した上で作業を行います。</p>

(6) 長沢浄水場の周辺道路の整備について	
条例準備書に対する市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
<p>【意見書 No. 6-8 (68 頁)】</p> <ul style="list-style-type: none"> イタリア街区出入口では渋滞によりマンション車両が出入りできない事例が多く、道路に車線や横断歩道を設置するなど改善を求みたい。 <p>【意見書 No. 6-11 (68 頁)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 浄水場に隣接する道路のうち通学路であるにも関わらず両サイドにガードレールがない箇所があるのは人命より浄水場の広さのほうが大切としか思えない。 	<p>車線や横断歩道設置について頂いたご意見は、所管である多摩警察署に報告しましたが、多摩警察署交通総務課より「車線や横断歩道設置の要望については、川崎市を介さず直接多摩警察署に伝えて欲しい」と伺っておりますので、市民の方からお伝えいただきたいと存じます。</p> <p>また、ガードレール設置に関して頂いたご意見は、多摩区役所道路公園センターに報告しました。ご要望の詳細については、多摩区役所道路公園センターに直接お伝えいただきたいと存じます。</p>

3.2 意見書全文

＜意見書 No. 1＞

意見書 No.	意見書原文	指定開発行為者の 見解の掲載頁
1-1	○工事用車両走行ルートについて、要約書 1-4 2「オ 交通安全対策」で必要とする措置を計画し、図 1.6-1 の走行ルートを示しているが、浄水場通りへのルートとして緑色で示されるレイディアントシティ（RCM）脇の道路の浄水場通り出入りの T 字路には信号機がなく、車両が浄水場通りに出る際、とりわけ「右折（東名高速方面）」時は混雑を誘発している。RCM住民等の車両出入口は当該 T 字路に隣接しており、本件工事車両にあっては、例えば「右折車両は東京都水道局南側（オレンジルート）」の走行を徹底するなど、渋滞緩和のための運行計画を立ててもらいたい。	52～53 頁
1-2	○また、本件施設整備にあたり川崎市は多摩警察と連携をとり、当該信号未設置の T 字路への信号設置について検討を進めてもらいたい。	54～55 頁

＜意見書 No. 2＞

意見書 No.	意見書原文	指定開発行為者の 見解の掲載頁
2	<p>長沢浄水場排水処理施設改良工事に係る条例環境影響評価に関する説明会を拝聴致しました。</p> <p>当該工事現場における環境影響評価は実施されておりますが、当該工事現場に出入りする工事車両が周辺環境に与える、排ガス・騒音振動・交通渋滞および事故リスクに関する評価が行われておりません。</p> <p>当該条例では【工事現場だけ】の環境影響評価が行われていますが、工事計画立案および工事実施の際は、工事現場に出入りする工事車両が与える周辺環境への考慮と、それを最小化する工事計画の立案遂行をお願い致します。</p> <p>【具体的懸念事項 j】 東京都長沢浄水場とレイディアントシティ向ヶ丘遊園フランス街区建屋の道路（長沢浄水場東門に直結する道路）が工事車両ルートの一つに規定されています。当該道路と浄水場通り（県道横浜生田線）との交差点は信号機による交通制御が行われておらず、現状においても特に当該道路から右折する場合は浄水場通り走行車両のタイミングを図る必要があり右折に時間が掛かります。今後 5 年間の工事によって当該道路を工事車両が多数走行することによる渋滞多発、それに伴う排ガス・騒音振動や、交通事故発生リスクの増加を恐れています。工事現場自体の環境影響評価だけでなく、周辺地域における工事車両が引き起こす環境影響もご検討・ご配慮を頂きたく、お願い申し上げます。</p>	52～55 頁

<意見書 No. 3>

意見書 No.	意見書原文	指定開発行為者の 見解の掲載頁
3	<p>レイディアントシティ向ヶ丘遊園に居住しています。住民説明会でも申し上げたように、工事の計画は、マンションが建つ前の基準（松下の施設）を基に計画されているとしか思えません。松下の時は、居住している人が居なかつたので、工事車両の通行はさほど気にならなかつたと思うのですが、今は 3000 人が住むマンションです。その前の生活道路をどうして工事車両が通る必要があるのでしょうか。現在の長沢浄水場内のフットサル場を潰して、現場に直接行ける道を浄水場内に作れば、正門のみの通行でいけるのではないかでしょうか。そういう自分たちの努力もせずに、住民に負担のみを押し付けるのはいかがなものかと思います。住民の住環境をないがしろにして、外国人の娯楽を優先しさせるのかと。正門を通過すると、その傍の住民もいらっしゃるので、その方々に負担がかかるというのも理解できます。が、人通りの多さと車両の通行量を考えると、致し方ない部分は多いと思います。先日の住民説明会では、浄水場内の工事は今回だけというわけではなく、何年かに一度は大きな工事をすると聞いております。今後のためにも浄水場内の道路の整備は必要なではないでしょうか。ですので、マンション前の工事車両の通行禁止、景観と住環境の静寂を害しているフットサル場を撤退し、浄水場内の道路工事をして直接正門から、工事車両が現場に行くルートを確保することを断固として望みます。</p>	52～55 頁

<意見書 No. 4, 5*>

意見書 No.	意見書原文	指定開発行為者の 見解の掲載頁
4, 5-1	<p>本意見書はレイディアントシティ向ヶ丘遊園管理組合から提出する意見書一式計5通の1通目です。</p> <p><作成経緯></p> <p>本意見書は、以下の手順に基づき、住民の意見を幅広く反映したうえで作成されたものです。</p> <p>管理組合より、マンション居住者全員に対しアンケートを実施し、浄水場大規模工事による生活への影響に関する意見・要望を収集しました。</p> <p>アンケート結果を整理・分析のうえ、理事会にて要点を整理し、令和7年9月15日に団地理事間で、意見書案の作成と提出の承認（決議）を得ました。</p> <p>本意見書は、その理事会決議に基づき作成・提出するものです。</p> <p>1. 大型車両の通行に伴う懸念（概略）</p> <p>今回以降は工事車両、大型車両通行は東京浄水場南側の道路を使用して東門ではなく南側正門からの搬入搬出を徹底することを強く要望します。</p> <p><背景および現状の問題点></p> <p>前回（2009～2016年）の大規模工事では、当マンションと東京都浄水場との間の道路に大型トラックが入場待ちをすることで交通障害が多発し、住民から多摩警察署への苦情の申し立てもありました。東門に面するT字路は信号が無く見通しも悪い危険性が高い交差点で、過去には危険回避のため浄水場側の費用負担でミラーを設置いただいた経緯もあります。また、浄水場通りとのT字路も信号がないため、浄水場通りに出る際の左右折待ち（特に右折待ち）、あるいは浄水場通りから入る際の右折待ちで渋滞が発生しやすい状況です。</p> <p>それにもかかわらず、今回の工事で再び同じ道路を5年間にわたり大型車両の通行路とすることは、渋滞・騒音・排ガス、幼稚園バスや配送車との混雑など、生活に直結する影響が予想され、この計画には強い疑問と不安を抱いています。</p> <p>かつてこの場所が松下技研の研究所でテニスコートがあった頃は周辺に住民はありませんでしたが、現在は750世帯（約3,000人）が暮らす生活の場と変化しています。当マンション南側道路は750世帯の主要な車出入口となっており、上記の二つのT字路付近に出入り口がある構造です。住民車両・配送車等が頻繁に利用するほか、児童の通学路でもあり、住民の安全と生活環境に重大な支障をきたします。</p> <p>本意見書はレイディアントシティ向ヶ丘遊園管理組合から提出する意見書一式計5通の2通目です。</p> <p><背景および現状の問題点（続き）></p> <p>今後も長期的には水道局の設備は老朽化や技術の進歩に伴って工事が繰り返されることが予想されます。そのたびに「大型車両は東門しか入れない」という状況が続くのは近隣環境変化に対応されておらず重大な問題であり、南側正門を使用する根本的な対策が必要です。その現状を十分に配慮いただきたいと考えます。</p>	52～55頁

※：2通の意見書が続きの意見であったため、1意見として取り扱った。

<意見書 No. 5>

意見書 No.	意見書原文	指定開発行為者の 見解の掲載頁
5-2	<住民から寄せられた具体的な意見> ・工事車両をマンション前に停車させないこと（複数意見あり）	52～54 頁
5-3	・工事関係車両の運行時間を制限してほしい（朝夕の通勤時間帯を避ける等）	53 頁
5-4	・仮設信号機や交通誘導員を配置して安全を確保してほしい	53～54 頁
5-5	・浄水場内のサッカー場を利用中止して仮設道路を作るなど、工事初日からは無理にしても、数年間の工事期間内に改善を図る姿勢を見せてほしい。	54～55 頁
5-6	・基礎工事で打ち込む杭を運ぶために長尺の大型車が通行することになりますが、杭の総数、可積載本数、工事日程など、を定期的に書面にて報告してほしい	61～62 頁
5-7	・レイディアントシティ向ヶ丘遊園南側道路は3,000人の住民・750台の車両の主要出入口であり、信号も無いため渋滞や危険な状況が予見される。	52～55 頁
5-8	・フランス街区・イタリア街区の出入口道路は、普段から路上駐車や配送車・送迎車両で混雑しており、さらに工事車両が加わると通行困難になる恐れがある。できる限り通行を避けてほしい。	52～54 頁
5-9	・南側道路東西T字路は、送迎バス・配送車両の一時停車や車線はみ出しによる渋滞が日常的に発生している。西側T字路から右折する坂ルートは学童通学路にあたり、子どもの安全が強く懸念される。	53～54 頁
5-10	・大型車両は南側道路ではなく、信号・横断歩道が整備された浄水場南側正門ルートを使用すべきである（複数意見あり）。	52～55 頁
5-11	・14m超の大型車両が頻繁に往来することは極力避けてほしい。	52～53 頁
5-12	・大型トラックの通行時間帯は午前10時～午後3時など、通勤・通学や生活時間帯を避けて設定してほしい。	53 頁
5-13	・工事関係車両の運行時間は、朝夕の通勤通学時間帯を避けるなど制限を設けてほしい。	53 頁
5-14	・待機車両（アイドリング）の発生を防ぐため、浄水場用地や周辺駐車場を借りるなど待機場を確保してほしい。	52～54 頁

<意見書 No. 6>

意見書 No.	意見書原文	指定開発行為者の 見解の掲載頁
6-1	本意見書はレイディアントシティ向ヶ丘遊園管理組合から提出する意見書一式計 5 通の 3 通目です。 <住民から寄せられた具体的な意見（続き）> ・浄水場工事車両向けの開門を早朝に繰り上げ、路上待機が生じないよう徹底してほしい。	52～54 頁
6-2	・出入口・交差点、特に浄水通り交差点やマンション前 T 字路には交通誘導員を常時配置し、右折禁止など具体的な規制を徹底してほしい（複数意見あり）。	53～54 頁
6-3	・通行ルートと通学路が重なる場合には必ず立哨誘導員を配置してほしい。	52～54 頁
6-4	・道路の損傷が生じた場合は迅速に補修・補償してほしい。	61 頁
6-5	・大型車を使用しない工法や、浄水場内の仮設道路設置を検討してほしい。	52～55 頁
6-6	・工事期間だけでも東門の杭を撤去し、南側から東門を利用可能とするルートを検討してほしい。	52～55 頁
6-7	・基礎杭輸送など長尺車両の通行に関しては、杭の本数・日程等を都度住民に情報提供してほしい。	61～62 頁
6-8	・イタリア街区出入口では渋滞によりマンション車両が出入りできない事例が多く、道路に車線や横断歩道を設置するなど改善を求める。	63 頁
6-9	・フランス街区南側道路はごみ収集車の通行路でもあり、そこに工事車両の通行が重なることで、渋滞悪化につながる。工事車両は都浄水場南側の、信号のあるルートを通行してほしい。	52～54 頁
6-10	・工事車両通行禁止区域（フランス街区南側の大型車通行禁止）を遵守させてほしい。	52～53 頁
6-11	・浄水場に隣接する道路のうち通学路であるにも関わらず両サイドにガードレールがない箇所があるのは人命より浄水場の広さのほうが大切としか思えない。	63 頁

<意見書 No. 7>

意見書 No.	意見書原文	指定開発行為者の 見解の掲載頁
7-1	<p>本意見書はレイディアントシティ向ヶ丘遊園管理組合から提出する意見書一式計 5 通の 4 通目です。</p> <p>2. 工事に伴う環境問題の懸念（概略） <背景および現状の問題点> 前回（2009～2016 年）の大規模工事の期間中に、ベランダや自走式駐車場の屋上屋根なしの駐車場の車両に砂埃が堆積する等の声がありました。 今回も工事期間は 5 年と長期に及ぶため、騒音・振動・粉塵の発生、道路汚染や周辺環境の悪化が強く懸念されています。特に砂埃による洗濯物や住居・車両の汚染は、住民の生活の質を大きく損なうおそれがあります。</p>	47～48 頁 49～50 頁
7-2	<p><住民から寄せられた具体的な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音・振動・粉塵の発生が心配であり、十分な対策を講じてほしい（複数意見あり）。 	47～48 頁 49～50 頁
7-3	<ul style="list-style-type: none"> ・粉塵対策として、水まき・防砂ネット・散気装置の設置などを徹底してほしい（複数意見あり）。 	47～48 頁
7-4	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水場周辺での砂埃量や風向・風速を常時測定・記録する装置を設置し、工事前から終了後まで監視・公開してほしい。将来的に健康被害や汚損が生じた場合、因果関係が明確になるようにしてほしい。 	47～48 頁
7-5	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削土砂運搬や工事による道路汚染、洗濯物・車両・バルコニーの汚損を懸念。工事後には清掃を実施してほしい（複数意見あり）。 	47～48 頁 52 頁
7-6	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯物を干せなくなることへの不安がある（複数意見あり）。 	47～48 頁 52 頁
7-7	<ul style="list-style-type: none"> ・工事騒音に加え、既に交通量が多く騒音がひどい環境がさらに悪化することを心配。 	49～50 頁 52 頁
7-8	<ul style="list-style-type: none"> ・排気ガス（アイドリング・渋滞など）対策を徹底してほしい。 	47～48 頁 52～54 頁
7-9	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車違反車両や待機車両による交通障害・粉塵発生を防ぐため、警備員の配置や取り締まりを徹底してほしい。 	52～54 頁

<意見書 No. 8>

意見書 No.	意見書原文	指定開発行為者の 見解の掲載頁
8-1	本意見書はレイディアントシティ向ヶ丘遊園管理組合から提出する意見書一式計5通の5通目です。 <住民から寄せられた具体的な意見（続き）> ・周辺道路の定期清掃を実施してほしい。	47～48頁 52頁
8-2	・工事時間帯は8:30～16:30に制限し、早朝・夜間作業は避けてほしい。	49～50頁
8-3	・交通整理員や仮設信号機を配置し、安全を確保してほしい（複数意見あり）。	53～54頁
8-4	・騒音・振動のモニタリングを定期的に行い、その結果を住民へ情報提供してほしい。	49～50頁
8-5	・工事の進捗・予定・影響について、定期的にホームページや資料で公開してほしい。	61～62頁
8-6	・住民向けの現場直通連絡窓口（電話番号等）を開設し、迅速に対応できる体制を整えてほしい。	61～62頁
8-7	・工事業者や作業員のマナー（ポイ捨て、路上喫煙、不法侵入など）対策を徹底してほしい。	62頁
8-8	・工事中に約束事が守られなかった場合の対応（工事中断・説明会開催等）をあらかじめ明確にしてほしい。	61～62頁
8-9	・前回の工事の影響か、玄関の鍵穴にはこりが詰まって動かなくなり、交換するはめになりました。また同様の事がないようにしてもらいたい。	47～48頁

<意見書 No. 9>

意見書 No.	意見書原文	指定開発行為者の 見解の掲載頁
9	「施工計画の内容」について、準備書P1-34に「原則として土日、祝日及び夜間作業は行わない」と記載されているが、住民説明会では「日、祝日及び夜間作業は行わない」と土曜日に作業を行わないという記載が消えている。 土日、祝日は、浄水場に隣接する大型マンション（750戸）から多くの車や人が出入りする。 土日祝日にマンション近辺を大型車両が通行すると、交通に支障を来す。また、近辺は見通しが悪く事故が発生しやすい場所であり、人身事故発生の可能性が高まる。作業日数が不足するのであれば、工期を延伸して「土曜日」の作業を禁じ、周辺の交通環境と安全に留意した工事を実施してほしい。 もしくは、土日祝日に作業を行う場合は、工事車両の出入りを禁止とし、周辺の交通環境へ一切影響を与えない様に浄水場構内だけで作業が出来るように計画・準備してほしい。	63頁

<意見書 No. 10>

意見書 No.	意見書原文	指定開発行為者の 見解の掲載頁
10	<p>「施工計画の内容」について、準備書P1-41に「粉じん対策」の記載がある。浄水場に隣接する大型マンション（750戸）では平成20年から平成29年までの同浄水場工事の時期に、砂埃を原因とする、玄関の鍵の故障、車や洗濯物への被害が複数件発生していたことが判明した。今となっては、当時の工事との因果関係を証明できないため、過去の問題追及は行わないが、次回工事では、真に効果のある十分な対策を実施してほしい。</p> <p>併せて、砂埃による被害が発生した場合に、工事との因果関係をデータで証明できるように、浄水場の周辺エリア数カ所で、風向風速および砂埃の飛散量を常時監視しすべて保管しておき、またその測定データを常時公開し、周辺住戸に砂埃が飛んだのか否かを住民が常時把握できるようにしてほしい。砂埃の被害が発生した際に、明確な実測データの提示もなく、因果関係が無いという回答を行うことが十分予想されるため、今からしっかりと準備してほしい。</p> <p>また、被害が発生した場合は、住民が採取した砂埃の成分分析（浄水場内の成分と比較）を水道局の責任で実施し、データで因果関係の有無について証明する体制（連絡先）を設けてほしい。</p>	47～48頁

<意見書 No. 11>

意見書 No.	意見書原文	指定開発行為者の 見解の掲載頁
11	<p>「施工計画の内容」について、準備書P1-40に工事用車両の走行ルートの記載がある。</p> <p>大型車両の走行ルートとして、緑色の線で示すルートは、大型車両が走行するにふさわしくないルートであるため、大型車両走行禁止を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型マンション（750戸）と東京都浄水場との間の道路は、750世帯の車が出入りする重要な生活道路である。ここに大型車両が通行すると、マンションからの出入りに支障を来し、また、この道路は両端に信号がないため、交通障害が容易に発生する。また、この道路の両端は近年実際に事故が発生している場所である。また、普段より宅配業者や送り迎えのバス、引越し業者が路上駐車しており大型車両が途中で通行できず、道路を塞いでしまいかねない。 ・東京都浄水場と長沢浄水場の間の道路は、歩道がない。また一般車両が歩行者がいても減速せずに通行している。ここに大型車両が通ると、大型車両をよけた車が歩行者と接触するなど、非常に危険な状況となり、歩行者は怖くて通行することが出来ない。 	52～54頁

<意見書 No. 12>

意見書 No.	意見書原文	指定開発行為者の 見解の掲載頁
12	<p>「施工計画の内容」について、準備書 P1-40 に工事用車両の走行ルートの記載がある。</p> <p>大型車両の通行規制のある道路を、影響を考えず警察の許可を取るだけで、無理やり工事利用しようとしており、ルートの見直しを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大型車両は、浄水場の北側の道路 (OK ストア生田店の前を通る道路) のみを使うべきである。ここは小田急の路線バスも通る道路であり、大型車両が走行可能である。浄水場の北側に新たに大型車両用の入場口を設置すれば、道路から直線で浄水場内に入ることが出来る。大型車両が通れない道路に無理やり通そうとするのではなく、通れる道路を活用する策を考えてほしい。今回は第三種の工事で、環境アセスメントが実施されるが、より小規模な工事では 事前に住民への説明もなく、勝手に生活道路を大型車両が通行しているのが現状である。大型車両は「大型車両が通行可能な道路」のみを利用するよう恒久的ルートを決め、大小様々な工事において、そのルートのみを使用するよう、長期的視点を持って、本工事序盤で走行ルート開発を行ってほしい。 	52～55 頁

<意見書 No. 13>

意見書 No.	意見書原文	指定開発行為者の 見解の掲載頁
13-1	<p>「施工計画の内容」について、準備書 P1-40 に工事用車両の走行ルートの記載がある。</p> <p>平成 20 年の工事の際に、大型マンション（750 戸）と東京都の浄水場の間の道路及び、東京都の浄水場と長沢浄水場の間の道路に、朝早く到着した大型車両が入場待機で路上駐車する迷惑行為が頻繁に発生した。</p> <p>また、周辺の根岸陸橋付近にも大型車両が待機するという迷惑行為があった。</p> <p>トラックのドライバーは、どんなに注意しようと、到着時間厳守及び渋滞等を考慮して、必ず規定時刻より早く到着する。指導するだけでは何の解決にもならない。</p> <p>今回の工事では浄水場近辺や約 2km 圏内において、待機車両が一切発生しないような現実的な対策を望む。</p>	52～54 頁
13-2	①浄水場の車両通行門を早朝（6 時）より開放し、早く到着した車両は全て場内で待機できる環境を作る。	52～54 頁
13-3	②浄水場内に大型車両 20～30 台を駐車可能なスペースを用意し待機場所とする。その場所として浄水場内のサッカーグラウンドを利用する。また、このグラウンドは南門からの入出場車両の構内移動用通路としても利用する。	52～55 頁
13-4	③工事車両は長沢浄水場の工事車両であるという事が一目でわかるような、大きな掲示を車両に施し、苦情申し入れの連絡先電話番号を記載する。 発見者が即連絡できるように配慮する事。	61～62 頁
13-5	④路上待機があった場合の通報先を明確にする。連絡しても通じないとならない様に、早朝から通じるようにすること。 路上待機の通報があった場合は、数分内に人員を現場に派遣し解消に向けて対処すること。	61～62 頁
13-6	⑤事前に指導を受けたにもかかわらず、路上待機等の違反行為を通報された良識のないドライバーは、以降本工事から外すこと。それら罰則を明確に定めて、そのルールを公表する事。	62 頁
13-7	⑥違反行為があった場合は、問題事項と処分内容を即情報公開すること。路上待機に限らず、本工事で周辺への迷惑行為があった事実を隠さずに公開すること。	62 頁
13-8	⑦事業者が責任をもって、近辺や約 2km 圏内を定期的に路上駐車がないかパトロールする。	52～54 頁

<意見書 No. 14>

意見書 No.	意見書原文	指定開発行為者の 見解の掲載頁
14	<p>当工事では、自分が居住するマンションの前の道路を大型車が通行します。資料（01_第1章_指定開発行為の概要/P36ほか）によれば、大型車は最大で1日42台、工事の前半27ヶ月で月平均20台近くが通行します。該当する道路は、当マンションにある750台の車の唯一の出口が合流する道で、約3000人の住民の小学生・高校生も出入りします。</p> <p>この道路は浄水場通りとT字路になっていますが、信号がありません。マンションからの車の出入口にも、どこにも信号はありません。このような場所に、大型車が一日何十台も通るのは安全上に非常に不安があります。また、以前の工事のときには大型車が開門待機する事態があり、車を出す際に往来の妨げになりました。</p> <p>このような懸念から、参加した説明会では「大型車を含む工事車両は信号のあるシーボン坂上の信号を曲がって正門（南側）から入るようにしてほしい」とお願いしたのですが、「正門から入ると中の道路が狭く工事現場に行けない」「大型車が通行できるように内部道路を整備するとなると、配管などに配慮する必要があり、高額の工事費用がかかってしまう」という回答をされました。しかし、道路拡張のシミュレーションをしたり、見積もりを取ったりなどはしたことはないようでした。</p> <p>Google Mapなどの衛星画像で見ると、正門や西側の門の入口は隅が切ってありますカートのように広がっていて、大型車の出入りに適した設計になっています。実際に現地も見ましたが、想像よりもかなり広い幅がありました。また、こちら側の道路は丘の縁にあるため、隣接する住宅が殆どありません。しかし、こちらからでは今回工事する北東側の窪地部分には大型車が行けないというのです。</p> <p>したがって、750台の車の出入口になっていて、信号もない道路が、唯一の大型車のアクセス路になるため「当マンションの住民の皆さんは辛抱してください」というわけです。</p> <p>そもそも、大型車が入れる設計の南側の門から大型車が北側にアクセスできないという構造的な欠点を、周辺住民に我慢を押し付けるという形でリスクも負わせるというのはおかしな話です。それは騒音対策に防音壁の予算を考えていないのと全く同じです。別途予算を計上しても、内部に大型車が通行できるような道路を整備してください。サッカー場を作つて貸し出すことよりも重要なことだと思います。</p>	52～55頁

<意見書 No. 15>

意見書 No.	意見書原文	指定開発行為者の 見解の掲載頁
15	三田5丁目生活道路に大型車輌がひんぱんに行き来するのを控えて欲しい。小・中生の通学路であるので安全面でも心配です。	52～54頁

<意見書 No. 16>

意見書 No.	意見書原文	指定開発行為者の 見解の掲載頁
16	浄水場と三田 5 丁目の間の道路は幼稚園、小学校、中学校の通学路でもあり、道幅が狭い割には交通量もとても多いので、大型車両の通交はやめて頂ければと思います。	52～54 頁

<意見書 No. 17>

意見書 No.	意見書原文	指定開発行為者の 見解の掲載頁
17-1	・子供たちの通学の安全を守る	52～54 頁
17-2	・トラック一台でも大きな振動や音が響く	52 頁
17-3	・道路のいたみも見られることがある	61 頁
17-4	・廃棄物などの危険も不安となる	51 頁

<意見書 No. 18>

意見書 No.	意見書原文	指定開発行為者の 見解の掲載頁
18	工事車両運搬ルートにおいて、 ・三田小学校、生田中学校の通学路である。 ・西三田幼稚園に登園する子供がいる。 ・坂の下の所ではトラックなどが走行する際、今でも騒音がする。 以上のことから子供達の安全を第一に考え運搬ルートの変更を検討していただきたいです。	52～54 頁

<意見書 No. 19>

意見書 No.	意見書原文	指定開発行為者の 見解の掲載頁
19	浄水場と三田 5 丁目の間の道路ですが、大型車両の通行は、やめて欲しい。	52～53 頁

<意見書 No. 20>

意見書 No.	意見書原文	指定開発行為者の 見解の掲載頁
20	浄水場と三田 5 丁目の間の道路は、カーブもあり、交通量も多いので大型車両の通行は危険なので反対です。	52～54 頁

<意見書 No. 21>

意見書 No.	意見書原文	指定開発行為者の 見解の掲載頁
21	<p>工事中の「振動」「騒音」「粉じん」等から生じる健康と家屋への影響を懸念しております。</p> <p>また、住民が責任者に問合せた際は、適切に対処していただけますようお願い申し上げます。</p> <p>その他、詳しくは別紙による要望書を提出いたします。</p> <p>長沢浄水場排水処理施設改良工事について 要望書</p> <p>日々、良質な「水」の保全、供給に深く感謝申し上げます。</p> <p>令和8年着工予定の浄水場内排水施設工事については、民の暮らしを守る「水」に関わる大切な工事である事は理解をしております。意見書には三田5丁目と浄水場の間の道路(生活道路)の工事車両の通行を控えていただきたい旨お願いをさせていただきましたが、この度の大規模な施設建設の現場は、私の自宅【個人情報保護の観点により中略】近くに位置しております。極めて近い距離【個人情報保護の観点により中略】で大規模な工事が6年間継続します。その為、こちら別紙にて個別となりますが要望書を提出させていただきます。</p> <p>説明会では、予測される騒音等の事前調査結果、粉じん対策、建築工法等について説明をいただきましたが、それでもやはり工事現場が至近ゆえ、振動、騒音、粉じん等で暮らしが損なわれるのではないかと案じ懸念しております。懸念にいたる理由は説明会でも述べた通り、これまでにも長沢浄水場場内工事作業の影響から、また大型車両の通行の影響から、日常生活に支障をきたす事象が生じました。その事象に対し住民からの声に適切な対応とは言い難い経緯が有ったからと考えています。(現在は地域にご配慮いただいております)</p> <p>そのようなことから、この度の工事計画や対策は長時間継続する工事ゆえ、想定通りに事が運ぶとは限らず、何かしら暮らしの妨げ(平穏生活権侵害や生活利益の侵害)にあたる事象が生じ得るかもしれません。そのことをとても案じております。それら事象が生じ、その要因が工事の影響と思われた場合は報告をさせていただきます。その際は、状況の確認、検証、改善等のご対応をいただきますようお願い申し上げます。</p>	<p>47~48頁 49~50頁 52~53頁</p>

<意見書 No. 22>

意見書 No.	意見書原文	指定開発行為者の 見解の掲載頁
22	<p>「三田 5 丁目と長沢浄水場の間の道路」は近隣住民が日常的に利用しています。また対象の道路にはセンターラインがなく、歩道は片側のみ、ガードレールも少ない為、車両と人、住宅が極めて近い距離にあります。その為、大型車両の通行には様々な危険や支障を伴います。</p> <p>◆三田 5 丁目生活道路の利用目的◆ 小中学校の指定通学路、通勤や買い物への日常利用、ベビーカーでの移動、園児を自転車に乗せた送迎、お年寄りの電動イスでの移動 等</p> <p>◆道路近隣の家屋への影響◆ 通過時の振動、通過時の騒音、砂埃の発生、有害物質含む排気ガスの発生</p> <p>以上のことから大型車両は、浄水場脇の幹線道路（バス通り）を利用して頂きたく存じます。幹線道路のような道幅の広い 2 車線道路は、大型車両が円滑に通行可能。また、車両と人の安全の確保、有害物質を含む排気ガスの清浄の役割を担う街路樹もあり、管理体制も整っています。</p>	52～54 頁

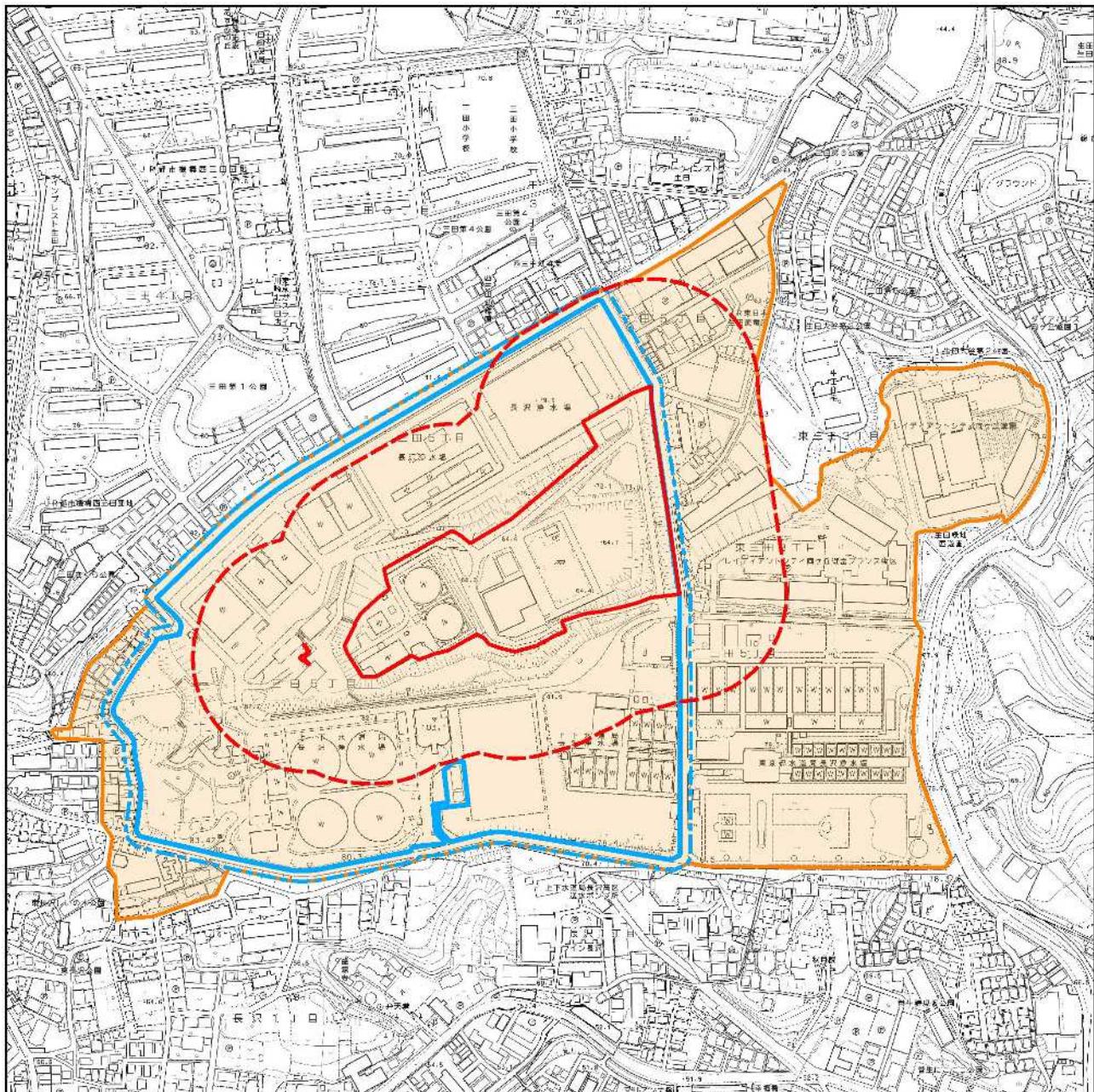
第4章 関係地域の範囲

関係地域の範囲は、本事業によって環境への影響を及ぼすおそれのある地域として、想定される大気質、騒音及び振動の影響範囲とし、表4-1及び図4-1に示す地域とする。影響を及ぼすおそれのある地域とした範囲は、以下の根拠に基づき設定した。

- ・建設機械の稼働による大気質、騒音及び振動並びに施設の稼働による騒音及び振動の影響範囲
(計画地から約100mの範囲)
- ・川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例に係る事業計画の通知範囲
(長沢浄水場から約10mの範囲)

表4-1 関係地域の範囲

区名	町名
多摩区	三田五丁目、東三田三丁目の一部、長沢一丁目の一部



凡例

■ 関係地域

(環境影響評価手続き案内配布範囲)

■ 計画地

□ 計画地から100mの範囲

(建設機械の稼働による大気質、騒音及び振動
並びに施設の稼働による騒音及び振動の影響範囲)

■ 長沢浄水場

□ 長沢浄水場から10mの範囲

(川崎市建築行為及び開発行為に関する
総合調整条例に係る事業計画の通知範囲)

1:6000

50 0 50 100 150 200 250 300 m



図 4-1 関係地域の範囲

注：本図は、「川崎市地形図_1/2,500」（川崎市ホームページ 最終閲覧月：令和7年1月）を使用して作成した。